

業務令冊No. 495

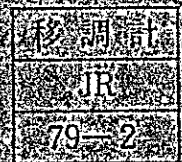
# 関係諸国法令集(原文対照)50

カナダ編 その3

(新移民法・施行規則・新移民法解説)

昭和54年2月

国際協力事業団





JICA LIBRARY



1035588[1]

国際協力事業団

受入 年月	'84. 3. 10	801
		23.4
登録No.	00474	ECP

## は し が き

カナダ移民法は、1952年に制定され、翌53年6月に施行されて以来25年を経過した。この間カナダは世界各国から多数の移住者を受け入れてきたが、時代の変化とともに、人口の増加や経済・社会環境及び労働事情の変化等により様々な問題が生じ、移民法がこうした状況に適応しがたくなってきた。

このため、カナダ国会上・下両院は特別合同委員会を設置して移民法の改正に着手するとともに、広く国民に呼びかけカナダ国民とその子孫にとって望ましい社会の創造に果たす移住者受入れ政策の役割等について建設的な意見を求め国民的コンセンサスづくりに努力しはじめた。

こうして、全国各地で聴聞会や会議が開催され、移住者受入れの目的と政策についての国民的議論を経てまとめられ1978年4月に公布・施行されたものが、本書に収録された新移民法及び同施行規則である。

本書には、新移民法・同施行規則のほか、改正点の概要について述べた解説書も収録したのであわせて参照されたい。

なお、翻訳文については、カナダと日本の法制度や行政機構の相違などもあって完全を期し難いので、本書の利用にあたっては、随時、併載した原文を対照されるようお願いする。

1979年2月

移住調整部長



## 目 次

### カナダ新移民法

略 称 .....	1
用語の意義 .....	1
第一部 カナダ国移住者受入れ政策	
1 目 的 .....	4
2 原 則 .....	5
3 移住者の選考 .....	6
4 移住者受入れ数のレベル .....	6
第二部 カナダへの入国許可	
1 移住者としての推定 .....	7
2 査証及び特別認可 .....	7
3 審 査 .....	8
4 訪問者の担保供託 .....	11
第三部 入国禁止及び移動	
1 入国不許可区分 .....	12
2 入国手続地点での移動 .....	14
3 資格の喪失 .....	16
4 入国許可後の移動 .....	17
5 査問の実施 .....	19
6 大臣の許可 .....	22
7 カナダの安全と安全保障 .....	24
8 カナダ市民権所持の主張 .....	26
9 難民資格の決定 .....	27

10. 命令の送達	29
11. 命令の執行	29
12. 移動命令の効力	31

#### 第四部 不服申立て

1. 委員会の設置	32
2. 再決定及び不服申立て	35
3. 身元引受保証人による不服申立て	39
4. 審理中の釈放	40
5. 通知及び審理	40
6. 安全保証	41
7. 連邦控訴院への出訴	41

#### 第五部 輸送会社の義務

#### 第六部 強制措置

1. 法令違反と罰則	46
2. 勾引及び勾留	51

#### 第七部 総 則

1. 各州との協議及び協定	53
2. 移民官	53
3. 審判官	54
4. 治安官	55
5. 規則	55
6. 命令	59
7. 大臣認可による上陸	59
8. 証拠	59
9. 支払金、訴訟費用及び罰金の回収	60
10. 移住者への融資	61
11. カナダを去る場合の援助	61



12	権限の委任	.....	62
13	経過措置	.....	62
14	廃止	.....	64
15	施行	.....	64
	別表	.....	65



## カナダ移民法施行規則

規則の略称	71
使用用語の定義	71
査証手続順位	74
家族区分の構成者	75
再定住を求める国連協定難民	77
選考基準	78
通関手続港における移住者の検査	82
訪問者の入国査証	82
旅券及び渡航書類	83
就学許可	83
就労許可	86
健康診断	90
入国許可条件	91
供託金及び債権証書	93
カナダ居住者の帰国入国許可	93
査問	94
難民認定請求の再決定	98
身元引受け保証のある入国許可申請の却下	99
移動と勾留の費用	99
写真及び指紋	100
旅費融資及び援助融資	100
差し押え書類の返還又はその他の処分	102
輸送会社の義務	102
死亡者の財産	104
別表Ⅰ	105
別表Ⅱ	109
別表Ⅲ	111

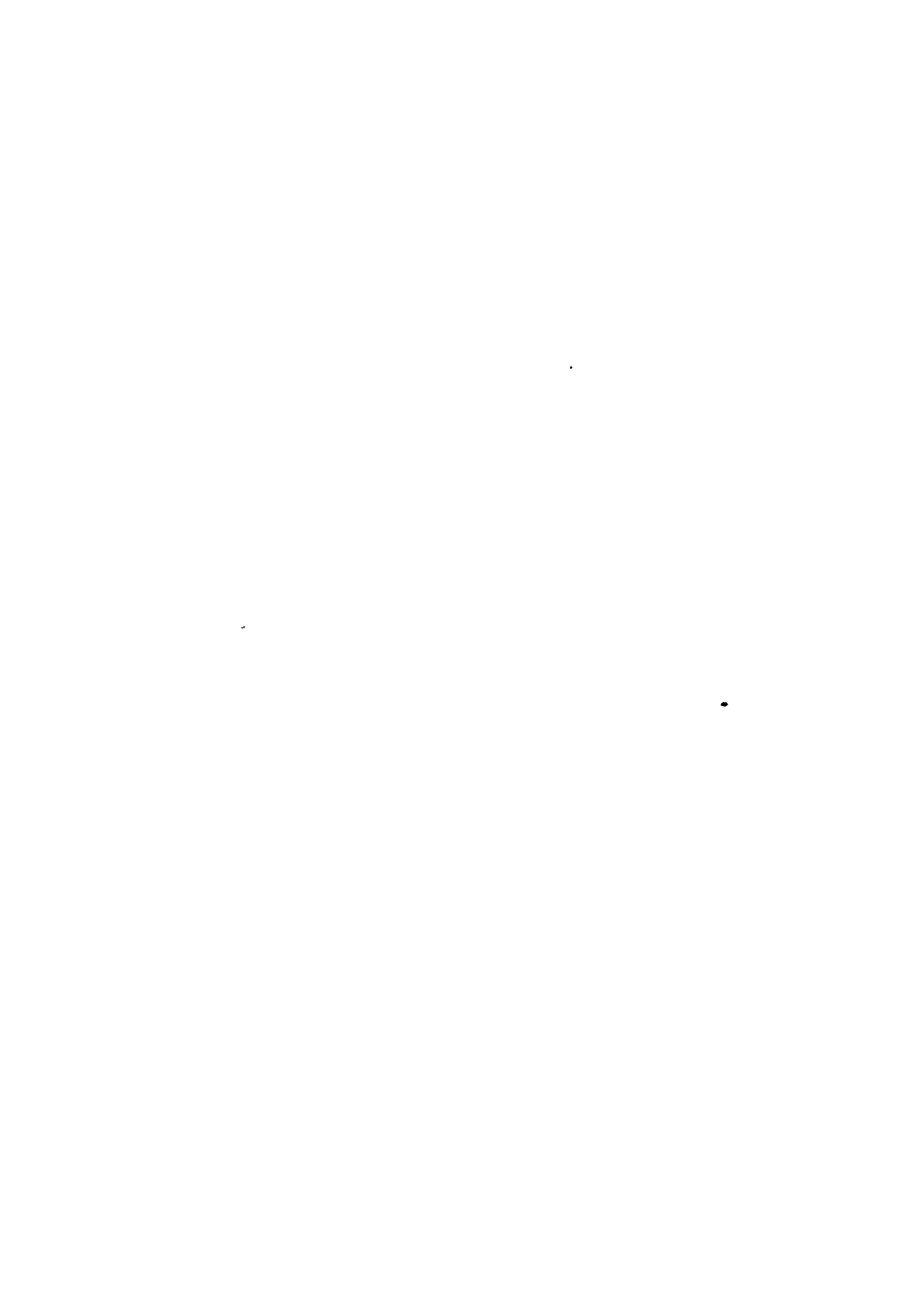


## 新移民法解説

1 法令制定の背景 — 新法の起源	114
(1) 近代的立法の必要性	114
(2) 立法過程	114
2 新法の概要 — 1976年移民法の骨子	115
3 詳説 — 新法の細目	116
(1) 移住者受入れ数の管理	116
① 基準の設定	116
② 各州との協議及び合意	117
(2) どういう人間がカナダへの移住することができるか	117
① 入国が認められる区分	118
I 家族区分	118
II 国連協定による難民	119
III 独立及びその他の移住者	120
② 点数制度	121
(3) 訪問者と本法令との関係	126
① 査証と許可	126
② 資格 (status) の変更	127
(4) 入国地点で行われる手続	127
① 面接と検査	127
② 保証金	128
③ 入国が認められない区分	128
④ 不法移住者の取り締まり	128
(5) どういう人間が退去を求められるか	129
① 国外退去及びそれに代る処分	129
② 永住者資格の喪失	130
(6) 査問と不服申立て	130
① 審判官の役割	130
② 移住不服申立て委員会	131
③ 特別保安規定	131

(7) 法及び秩序の防衛 .....	132
① 法令違反と罰則 .....	132
② 勾引及び勾留 .....	132
4 結語 .....	133
5 用語の定義 — 移住関係語彙註解 .....	133

# カナダ移民法





女王陛下は、カナダ国上下両院の助言と承認を得て、以下の如く立法を制定する。

略 称

第 1 条 本法令は 1976 年移民法と呼ばれる。

用 語 の 意 義

第 2 条

(1) 本法令中に於いて

- ・「審判官」とは、本法令の下に審判官の義務並びに職務を遂行する目的で公務員採用令の下に任命或いは採用された者をいう。
- ・「入国」とは、入国又は上陸することをいう。
- ・「委員会」とは第 59 条により設置される移住不服申立て委員会をいう。
- ・「カナダ国市民」とは、公民権法の意味の範囲内に於ける市民をいう。
- ・「委員長」とは委員会の委員長をいう。
- ・「協定による難民」とは、人種、宗教、国籍、ある特定の社会団体のメンバーであること、あるいは政治的意見を理由に迫害を受けるという充分根拠のある恐怖心により、
  - (a) 自己の国籍の国の外にあって、その国の保護を受けることが出来な  
いか、あるいはかかる恐怖心の故に保護を受けることをためらう者、  
又は
  - (b) 国籍のある国を有せず、以前の常住の国の外に在って、その国へ帰  
国することが出来ないか、あるいはかかる恐怖心の故に帰国すること  
をためらう者をいう。
- ・「出国通知」とは第 32 条第 6 項に従って発せられる通知をいう。
- ・「国外退去命令」とは、第 32 条第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 37 条第  
5 項及び第 6 項、第 40 条第 10 項、第 75 条第 2 項及び第 76 条第 1 項又

は第3項に従って発せられる国外退去命令をいう。

- ・「副大臣」とは、本法令が行われる省の次官をいう。
- ・「就業」とは、それに対して人が対価を受けあるいは対価を受けることを期待することが相当であるすべての活動をいう。
- ・「通関手続」とは訪問者としてカナダ国内に入るための合法的許可をいう。
- ・「審査」とは、移民官が通関手続港でカナダ国への入国を求める者に対して行う面接試問をいう。
- ・「入国禁止命令」とは、第32条第5項、第37条第5項、第75条第2項又は第76条第1項又は第3項のいずれかの規定によりなされる入国禁止命令をいう。
- ・「家族」とは、移民官の意見により、父親、母親、それに年令又は行為無能力を理由として主としてその父母に生活を依存しているすべての子供を意味するとともに、この法令及び施行規則のすべての規定の目的からみて規定の趣旨に沿って定められる他の区分に属する人々をも含む。
- ・「移住者」とは上陸を求める者をいう。
- ・「移住者収容所」とは本法令に於ける目的のため、審査、治療若しくは勾留のために大臣により指定された場所をいう。
- ・「移民官」とは第10条により移民官として任命若しくは指定を受けた者をいう。
- ・「入国不許可区分」とは、第19条に記載する区分に属するすべての者をいう。
- ・「上陸」とは、永住のためカナダ国に入国する合法的許可をいう。
- ・「長」とは、乗り物を直接担当若しくは管理する者をいう。
- ・「医務官」とは、本法令の目的のために、医務官として、保健福祉大臣の命令により、認定或いは認可された有資格の医師をいう。
- ・「構成員」とは委員会の構成委員をいう。
- ・「乗組員」とは、長をも含み、雇用されて乗物に乗っており、乗物の職員および乗組員を構成するすべての者をいう。
- ・「家族区分の構成者」とは、その上陸許可申請がカナダ国市民若しくは永住者によって身元を引き受けられる保証のある者として規則中に記載

される者をいう。

- ・「大臣」とは、本法令の目的のために、大臣として行動するよう総督により指名されるカナダ国の女王枢密院の構成員をいう。
- ・「所有者」とは、乗り物については、乗り物の所有者の代理人及びその乗り物に関して利害関係を有するその他の者をも含む。
- ・「永住者」とは
  - (a) 上陸を許され、
  - (b) カナダ国市民となっておらず
  - (c) 第24条第1項に従い永住者であることを停止していない者をいう。
- ・「許可」とは、第37条第1項の規定により発せられた現存する許可をいう。
- ・「通関手続港」とは、本法令の下に、移住者を審査する目的で大臣により通関手続港としての指定を受けた場所をいう。
- ・「規定された」とは、総督により作られた規則により規定されたの意味である。
- ・「拒絶命令」とは第13条第1項により成された命令をいう。
- ・「移動命令」とは入国禁止命令又は国外退去命令をいう。
- ・「上席移民官」とは、本法令による上席移民官の義務及び職務の一部又は全部を遂行ないし履行すべく大臣の命令により指名される移民官をいう。
- ・「輸送会社」とは、人を運び又は人の輸送の便を提供する者又は団体で
  - (a) 第90条第2項、第93条及び第94条、第115条第1項(bb)に、本表現を使用する場合にあっては、乗り物、橋、トンネル等により、
  - (b) その他の場合にあっては、乗り物その他によるも、橋、又はトンネルによらない者をいい、且つその代理人及び上記方法で人を運び又は人の輸送の便を提供するカナダ国政府又はカナダ国の州政府若しくはカナダの地方自治体を含む。
- ・「乗り物」とは、海路、陸路又は空路による輸送に使用しうる交通機関をいう。
- ・「副委員長」とは、委員会の副委員長をいう。

- ・「査証」とは、査証係官により発給された書類又は書類上に押された印影をいう。
- ・「査証係官」とはカナダ国外に駐在していて大臣の命令により査証の発給を行う権限を授与されている移民官をいう。
- ・「訪問者」とは
  - (a) カナダ国市民
  - (b) 永住者
  - (c) 許可書を所持する者、又は
  - (d) 第14条第2項、第23条第1項(b)あるいは第32条第3項(b)によりカナダ国に入国することを認められている移住者
 以外の者であって、合法的にカナダ国に、暫時、滞在する者若しくはカナダ国への入国を求める者をいう。
- (2) 「協定による難民」に於ける「協定」とは、1951年7月28日ジュネーブに於いて調印された「難民の地位に関する国際連合協定」をいい、且つ1967年1月31日ニューヨークで調印された同協定付属議定書をも含むものとする。

## 第 一 部 カナダ国移住者受入れ政策

### 1 目 的

#### 第3条

本法令の下に作成されたカナダ国移住者受け入れ政策並びに規律及び規則は、

- (a) カナダ国人口の規模、増加率、構造及び地理的分布に関してカナダ国政府が随時設定する人口統計学的目的の達成を支持し、
- (b) カナダ国の連邦制及び2ヶ国語使用という特徴を考慮して、カナダ国の文化的社会的構成を豊かにしかつ強化し、
- (c) カナダ市民及び永住者と、海外からやってくる彼らの近親者とのカナダにおける再結合を容易にし、

- (d) カナダ国政府及びその他のレベルの行政府及びカナダにある非政府機関の間の協力関係を促進させることにより、カナダ国へ永住者として入国することを許可された者のカナダ社会への順応を奨励かつ容易にし、
  - (e) 貿易、商業、観光、文化科学活動並びに国際理解を育成する目的で、訪問者のカナダ国への入国を容易にし、
  - (f) 永住あるいは暫定的にカナダ国への入口許可を求める者が、人種、国籍又は種族、体色、宗教あるいは性を理由に差別されることのない入国許可基準に服することを保証し、
  - (g) 難民に関するカナダ国の国際的法的義務を履行し、難民並びに被迫害者に対するカナダ国の人道主義的伝統を維持し
  - (h) カナダ国の全地域における強力かつ成長し得る経済の発展及び繁栄を育成し、
  - (i) カナダ国社会の健康、安全及び公序良俗を維持かつ保護し
  - (j) 犯罪行為に係りをもつ恐れのある者に対して、カナダ国領土の使用を拒絶することにより、国際的秩序及び正義を促進すること
- の必要性を認識して、カナダ国の国内的かつ国際的利益を促進するような方法で立案し施行されるものであることをここに宣言する。

## 2 原 則

### 第4条

- (1) 永住者が第27条第1項に規定する者であることが証明された場合を除いて、カナダ国市民及び永住者はカナダ国へ入国する権利を有する。
- (2) 他の如何なる法令にも服することを条件として、カナダ国市民、永住者及び国連協定による難民が合法的にカナダ国にいる場合は、更にカナダ国に滞在する権利を有する。但し次に掲げる各号の一に該当する者である場合には、その権利を有しない。
  - (a) 永住者であって、第27条第1項に該当する者であることが証明された者
  - (b) 国連協定による難民で、第19条第1項の(c)、(d)、(e)、(f)もしくは(g)、又は第27条第1項(c)ないし(d)又は第27条第2項(c)に該当する者であることが証明された者、あるいはこれまでに犯罪を犯して法律に基づく有罪

の判決を受けたことのある者で、

(i) 6ヶ月以上の刑に処せられた者、又は

(ii) 5年以上の刑に処せられる可能性のある者

- (3) インド法に従いインド人として登録されている者については、カナダ国市民であると否とに拘らず、本法令の下にカナダ国市民と同一の権利及び同一の義務を有する。

#### 第5条

- (1) 第4条に定める者を除いて、如何なる者も、カナダ国へ入国しかつ滞在する権利を有しない。
- (2) 移住者が入国不許可区分に属さず、かつ、本法令の要求する条件並びに規則に適合する者である時は、上陸することを認める。
- (3) 訪問者は、入国の際に認められる期間カナダ国に入国滞在することができ、本法令により要求される条件及び規則を遵守する場合には、更に認められた期間だけカナダ国に滞在することが出来る。

### 3 移住者の選考

#### 第6条

- (1) 本法令及び施行規則によることを条件として、国連協定による難民、家族区分に属する者及び独立の移住者等を含む移住者が、カナダ国への定着が成功する者であるか否かを決定する見地から定めた選考基準に充分適合する者であることについて移民官の納得を得ることが出来る場合には、上陸の許可を受けることが出来る。
- (2) 総督により指定された区分の者及び国連協定による難民の入国は、難民及び被迫害者に対するカナダ国の人道主義的伝統に従うものである場合には、本法の下で作成された規則とは関係なく、新たに制定される規則を条件として、入国を認める。

### 4 移住者受入数のレベル

#### 第7条

大臣は、各地域の人口統計学的必要性及び労働市場への配慮に関して各州当局と協議し、かつ大臣が適当と認めるその他の者、団体、機関と協議した

上で、各暦年開始前60日以内に、あるいは議会が開かれていない場合には次の議会開会后15日以内に、報告書を議会に提出して

- (a) ある特定の期間にカナダ国政府が入国を認めるのに適当と考える移住者の数
- (b) その数の決定に当り、人口統計学的配慮の行われた方法をその中に明記しなければならない。

## 第 二 部 カナダ国への入国許可

### 1 移住者としての推定

#### 第8条

- (1) カナダ国への入国を求める者がある場合に於いて、その者がカナダ国へ入国する権利を有すること、又はその者のカナダ国への入国を許可しても、本法令あるいは施行規則に違反する所とはならないことを証明する責任はその者に存する。
- (2) カナダ国への入国を求めるすべての者は、その者を審査する移民官又はその者の査問会議を主宰する審判官をして、その者が移住民でないことを納得させるまでは移住者であると推定される。

### 2 査証及び特別認可

#### 第9条

- (1) 規定のある場合を除き、すべての移住者並びに訪問者は、入国港に現われる前に入国査証の申請を行い、これを取得していなければならない。
- (2) 入国査証の申請を行う者はすべて、その者が場合により上陸若しくは入国を認める事の出来る者であるか否かを決定する目的で査証係官による評価審査を受けるものとする。
- (3) すべての者は入国査証係官により問われる質問事項にはすべて真実を答え、その者の入国を許可することが本法令又は規則に違反する所とはならないことを立証する目的のために入国査証係官が要求する書類を提出しな

ければならない。

- (4) それぞれの場合について、本条第1項に従い申請を行った者に対して上陸又は入国を認めても本法令又は規則に反しないとの確信を得た場合、入国査証係官は、その保有者が同係官の意見では、本法令及び規則の要件を満足する移住者であり又は訪問者であることを同定するために、その者に対して入国査証を交付することが出来る。

#### 第10条

規定のある場合を除き

- (a) 法令又は勅許により学位を授与することが認許されている大学又は高等専門学校に入学する
- (b) 前項(a)に記載されない大学、高等専門学校又はその他の機関で学術的、職業的あるいは専門的訓練課程を取る、又は
- (c) 仕事に従事する

目的で入国を求めるすべての者は、入国港に現われる以前に、かかる目的でカナダ国に入国するための認可の申請を入国査証係官に対して行いかつその認可を得なければならない。

### 3 審 査

#### 第11条

- (1) 特定の区分の移住者並びに訪問者は、医務官により健康診断を受ける。
- (2) 移民官又は審判官の意見に於いて、第19条第1項(a)に記載する入国を認めない区分に属する訪問者又は許可書を所有する者はすべて、移民官又は審判官により、医務官による健康診断を受けることを要求される。
- (3) 本条の目的のための健康診断中には知能検査、身体検査及びその者に関する記録の医学的評価が含まれる。

#### 第12条

- (1) カナダ国への入国を求める者はすべて、その者がカナダ国への入国を許されるか或いは入国が認められる者か否かを決定する審査のため、入国港又は上席移民官により指定されるその他の場所に於いて移民官の面前に出頭するものとする。
- (2) 本条の目的のために、カナダ国を去りその後カナダ国への帰還を求める



ものは、他の国に居るための合法的許可の与えられた者であると否とを問わず、カナダ国への入国を求めている者と看做す。

- (3) 移民官が本条第1項に記載する審査を開始する場合に於いて、同官が適当と考える場合には
- (a) その審査を延期して、審査を受けている者を他の移民官へ付託して審査を終了させ
  - (b) その者を収監し又は収監する命令を出すことが出来る。
- (4) 全ての者は、審査に際して、移民官により問われるすべての質問事項に真実を答え、かつその者のカナダ入国を許し、又は上陸を認めるか否かを確認する目的のために移民官により要求される書類を提出するものとする。

#### 第13条

移民官の意見に於いて、審査のため同官の面に出頭する者が、如何なる理由にせよ、適正な審査を受けることが出来ない者である場合には、移民官は斯る者の審査をその者が適正な審査を受けることが出来る時まで延期させるか或いはカナダ国への入国拒絶命令を出すことが出来る。

- (2) 前項の規定によりなされた命令又はその謄本は、この命令を出された者に対して送達し、且つかかる者をカナダ国に輸送した乗り物の所有者又は長に対して送達する。
- (3) 第1項の規定によりなした命令はそれがなされた者が再び移民官の面に出頭して、同官の意見に於いて、適正な審査を受けることが出来る者である時は、施行を止め或いは効力を失う。

#### 第14条

- (1) 移民官が、自分の審査する者が、
- (a) カナダ国へ入国する権利を有する者
  - (b) 現存する許可書を有する者
  - (c) 移動命令が発動され或いは出国通知の発せられて、カナダ国より移動させられ或いは離れたが、他の国に居るべき合法的許可が付与されていない者
- であると確信する時は、かかる者のカナダ国入国を認めることが出来る。
- (2) 移民官が、自分により審査を受ける移住者に対して上陸の許可を与えても、本法令若しくは規則に反しないと確信する時は

- (a) その移住者に対して上陸の許可をなす。この場合に在っては、規定的性質の条件をその者に賦課することが出来る。
- (b) その移住者が、その者を審査した移民官が指定する期間内と場所に、移民官により更に審査を受けるために出頭すると云う条件で、カナダへ入国することを認可することが出来る。
- (3) 移民官が、自分による審査を受けた訪問者に入国を認めても本法令又は規則に反しないとの確信をする時は、その訪問者に入国を許可し且つ規定的性質の条件を賦課することが出来る。
- (4) 移民官が、第14条第2項(b)、第23条第1項(b)又は第32条第3項(b)により認可された移住者に上陸を許可しても本法令又は規則に反しないとの確信する時は、必要と認める審査を更に行った後、かかる者に上陸を許可することが出来る。但し、この場合に移民官は規定的性質の条件を賦課することが出来る。

#### 第15条

- (1) 条件付きで上陸を許可された永住者が、その条件に従った場合に於いては、その条件は永住者が上陸を許可された日の後6ヶ月を経過した時は取り消されたものと看做す。
- (2) 永住者が条件付きで上陸を許可された場合に於いて、その者は何時にてもかかる条件の変更、或いは取消を移民官に申請することが出来る。

#### 第16条

- (1) 第2項に掲げる所に従い、訪問者は誰でも移民官に対して
  - (a) 第14条第3項、第23条第2項又は第32条第4項により賦課された条件を変更又は取り消し
  - (b) 第19条第3項により入国を許可された者である場合を除き、カナダ国に於ける滞在許可期間を延長することを申請することが出来る。
- (2) 定めのある場合を除き、カナダ国に在る如何なる訪問者も、移民官に対して
  - (a) 大学、高等専門学校或いは学術的、専門的又は職業的訓練を受けるための
  - (b) カナダ国に於いて仕事に従事するための

許可を申請をすることは出来ない。

#### 第 17 条

- (1) 移民官が第 15 条第 2 項又は第 16 条第 1 項によりなされた申請を受ける時は、その申請を認可するか拒絶するものとする。
- (2) 第 1 項により申請が認可される時は、移民官は
  - (a) その者が上陸又は入国を許された条件を変更し又は取り消し
  - (b) 規定的性質の条件を新たに付加し
  - (c) 訪問者の場合に在っては、カナダ国に於ける滞在許可期間を延長することが出来る。
- (3) 第 16 条第 1 項によりなされた申請が拒絶された時は、申請を行った者は、その者に対して国外退去命令が発動されていない場合に於いて、その者のカナダ国滞在許可期間が未だ消滅していない時は、カナダに滞留することが許される。

### 4 訪問者の担保供託

#### 第 18 条

- (1) 上席移民官は、カナダ国に到着する訪問者又は訪問者の団体或いは集団に対して、かかる訪問者、集団もしくは団体が本法令により賦課されることのある条件に従うことの保証として、必要と考える相当な額の金銭又は担保を代理大臣に供託し又は供託のための手配をすることを要求することが出来る。
- (2) その者につき第 1 項により金銭又はその他の担保が供託された訪問者又は訪問者の集団或いは団体が賦課された条件に従わなかった場合には、副大臣は供託された金銭の没収或いは供託されたその他の担保を換金するための手続がとられるよう命ずることが出来る。
- (3) 第 1 項により、金銭もしくはその他の担保を供託した訪問者又は訪問者の集団又は団体が賦課された条件に従った場合には、供託された金銭或いはその他の担保は、これを出来得る限り早い時期に返還するものとする。

### 第三部 入国禁止及び移動

#### 1 入国不許可区分

#### 第19条

- (1) 次のいづれかに属する者には、何人といえども入国許可を与えない。
- (a) 疾病、無能或いはその他の健康を害する者で、その性質、程度又は継続する可能性の結果、少くとも他の医務官により同意される一人の医務官の意見に於いて、
- (i) 公衆衛生又は公衆の安全にとり危険であり又は危険となる者
- (ii) 入国の許可により保健又は社会サービスに過度の要求が生じるか又は生じることを予想することが妥当な者
- (b) 自活することが出来ないか又はすることが出来ないであろう或いはすることを欲しないと信じるべき相当の理由のある者、かかる者に依存して世話と扶助を受ける者。但し、移民官が、その世話と扶助のための適当な手配、準備が整っていることを認める者を除く。
- (c) カナダ国内に於いて犯罪を犯したる場合には、議会の定める法令の下に罰せられるべき犯罪、或いはカナダ国外に於いて犯す場合にも議会の定める法令の下に罰せられるべき犯罪を構成するであろう犯罪であって、最高懲役期間10年或いはそれ以上が課せられる犯罪について有罪とされた者。但し、総督が、その者について、更生したる者であると確信し、かつその犯罪について課せられた刑期の終了後少くとも5年が経過したることが認められる者を除く。
- (d)(i) 議会の定める法令の下で起訴されることにより罰せられるべき一個又は教個の犯罪を犯し、又は
- (ii) 起訴によって議会の定める法令の下に罰せられるべき犯罪に協力・遂行のために、教人の者により計画組織された犯罪活動組織の活動の一部に加担すると信じるに足る相当の理由のある者
- (e) カナダ国内に於いて理解される民主主義的政府、制度或いは手続等に対する破壊行為又はスパイ行為に従事したることのある者又は従事するであろうと信ずべき相当の理由のある者。但し、かかる行為に従事した

後、大臣が入国を認めても国益に有害でない者とした者を除く。

- (f) カナダ滞在中に、暴力によるいづれかの政府の破壊活動に従事し又は之を煽動すると信ずべき相当の理由のある者。
  - (g) カナダに在住する者の生命又は安全を危険に陥れる意図または可能性のある暴力行為に従事し或いはかかる暴力行為に従事するであろう組織の非合法的活動の構成員又は之に参加するであろうと信ずべき相当の理由のある者。
  - (h) 審判官の意見に於いて、真実の移住者又は訪問者でないとされる者。
  - (i) 第57条により、カナダ国に入国するための大臣の同意を得ることが要求されている者であるが、かかる同意を得ずして、カナダ国への入国を求めている者。
- (2) その者が次の区分中のいづれかに該当する場合には、如何なる移住者も、又第3項に規定する場合を除き如何なる訪問者も入国を認められない。
- (a) 議会の定める法令による起訴により罰せられることのある犯罪を、カナダ国内に於いて犯す場合には構成し、或いはカナダ国外に於いて犯す場合には構成するであろうと認められる場合で、最高刑期が10年以下である犯罪につき有罪とされた事のある者。但し、大臣が更正し、更に次の各項に該当すると認める者を除く。
    - (i) かかる犯罪につき有罪とされた時に21才以上であった者の場合に在っては、その犯罪に付き課せられた刑期の終了後少くとも5年を経過していること。
    - (ii) かかる犯罪につき有罪とされた時21才以下であった者の場合に在っては、その犯罪に付き課せられた刑の終了後少くとも2年を経過していること。
  - (b) カナダ国内に於いて犯す場合に於ては議会の定める法令の下に即決処分により罰せられるべき犯罪を構成し、或いはカナダ国外に於いて犯す場合に於いては、構成するであろう単一の事件より生ずるものではない2個或いはそれ以上の犯罪に付き有罪とされたことのある者で
    - (i) かかる犯罪に付き有罪とされた時に21才以上であった者の場合には、かかる2個の犯罪に付き課せられた刑のうちいづれかの部分として、その者のカナダ国入国許可を求める日の直前5年以内のいづれかの時

に於いて服役し又は服役すべきであった者

(ii) かかる犯罪につき有罪とされた時に21才以下であった者の場合には、それに付き課せられた刑のうちいずれかの部分として、その者のカナダ国入国許可を求める日の直前2年以内のいずれかの時に於いて服役し又は服役すべきであった者

(c) 入国を認められない家族の一員に同行する、その家族の他の一員。

(d) 本法令中又は施行規則中の条件もしくは要求事項又は本法令又は規則の下に合法的になされ又は発せられた命令もしくは指令を履行もしくは従うことが出来ない或いはしない者。

(3) 上席移民官又は場合により審判官は、その意見に於いて、入国を求める目的が入国許可を与えるのに相応しいものである時は、第2項に定める入国を認められない区分に属する者に対して、相当と考える条件を付して、30日を超えない期間につき、入国を許可することが出来る。

## 2 入国手続地点での移動

### 第20条

(1) 移民官が、自分により審査を受けている者に対して入国を許可し又はカナダ国へ入国させることが、本法令又は規則に反する又は反するかも知れないとの意見の時は、その者を留置し又は留置する命令を出し、

(a) 第2項に従い、書面によりその者を上席移民官に報告する

(b) その者をして直ちにカナダ国より退去することを認めることが出来る。

(2) 入国港の移民官が米合衆国に居住又は滞在している者に入国許可を与え又はカナダ国へ入国させることが本法令又は規則に反し或いは反するかも知れないとの意見である場合に於いて、第1項により報告をなすべき上席移民官に支障ある時は、その者に対して、上席移民官の支障がなくなる時まで米合衆国に帰国することを指令することが出来る。

### 第21条

第20条第1項によりなされた報告の結果、査問会議の開かれている者について、移動命令が発せられる場合には、その移動命令は、その者が入国を認められない区分に属する者であるとの理由により発することが出来る。

## 第 22 条

カナダ国入国を求める者に関して第 20 条第 1 項により作成された報告書を上席移民官が受けとる場合に於いて、その者が第 14 条第 1 項に記載する者であると認める時は、その者がカナダ国に入国することを認めなければならない。

## 第 23 条

- (1) 上席移民官が、移住者に関する第 20 条第 1 項により作成された報告書を受け取る場合に於いて、その移住者に対して上陸を許可しもしくはカナダ国へ入国をさせても本法令又は規則に反する所とはならないと認める時は
  - (a) その移住者に上陸を許可する。但し、この場合に於ては、規定的性質の条件を賦課することが出来る。
  - (b) その移住者が、上席移民官の指定するある期間内及び場所に於いて移民官の審査を更に受けるとの条件で、その者がカナダ国内に入国することを認める。
- (2) 上席移民官が訪問者に関して、第 20 条第 1 項により作成された報告書を受け取る場合に於いて、その訪問者に入国を認めても、本法令又は規則に反する所とならないと認める時は、その訪問者に対して入国を許し、かつ第 19 条第 3 項により入国を許可される者である場合を除き、規定的性質の条件を賦課することが出来る。
- (3) 上席移民官が第 22 条によりカナダ国内へ入ることを得さしめず、又第 1 項又は第 2 項により入国許可をせず又はカナダ国内へ入ることを認めない場合に於いて
  - (a) その者を留置するか又は留置すべき命令を発動する
  - (b) 相当の保証供託金の支払い又は履行保証の提示等を含む事情に応じて適当と認める条件を附して留置を解く。
  - (c) 第 4 項に従い、その者に関して査問会議を出来得る限り早い時期に開かしめる。又は
  - (d) その者が直ちにカナダ国を退去することを認める。
- (4) 第 3 項により、上席移民官が米国合衆国に居住し又は滞在する者につき査問会議を開くことが要求される場合に於いて、審判官に査問会議を主宰し得ない相当の支障ある時は、その者が審判官の支障がなくなる時まで米合衆

國に帰国するよう指令することが出来る。

- (5) 上席移民官が、公衆の危険となり又は審査或いは査問に出頭しない者と認めない限りは、何人も、第3項(a)により上席移民官により留置を受け又は留置の命令を受けることはなく、且つ第20条第1項により留置された何人も第3項(b)により上席移民官より留置を解かれる。
- (6) 上席移民官が第20条第1項により報告書が作成された者につき、その者に関する査問会議を開かしめる場合には、同報告書の謄本をその者により利用し得るものとせねばならない。

### 3 資格の喪失

#### 第24条

- (1)a) 永住の場所としてのカナダ国を放棄する意図を以てカナダ国を去り又はカナダ国外に留る時
- (b) その者に対して国外退去命令が発動せられ、かかる命令が取り消されていない又はその執行が第75条第1項により猶予されていない時は永住者でなくなる。
- (2) 永住者が任意の12ヶ月間につき183日以上の間カナダ国外に在る時は、移民官或いは場合により審判官が、永住の場所としてのカナダ国を放棄する意図がなかったと認める者でない限り、カナダ国を放棄したものと看做す。

#### 第25条

- (1) 永住者が如何なる期間といえどもカナダ国を去り又はカナダ国外に在る場合には移民官に対して、規定する方法により、居住者帰国許可書の申請をすることが出来る。
- (2) 本規則によりその者に発給された有効な居住者帰国許可書を所有することは、そうでないことを証する証拠のない場合に於いて、その者がその永住の場所としてのカナダ国を放棄する意図を以てカナダ国を去り又はカナダ国外に留まったのではないことの証明となる。

#### 第26条

- (1) 次の場合に該当する時、その者はカナダ国内における訪問者である資格を失う。



- (a) その者がカナダ国に在留することを認めた条件に従わない時
  - (b) 認可なくして、カナダに於いて大学、高等専門学校に通学し、学術的専門的或いは職業上の訓練を受け又は仕事に従事する時
  - (c) その者がカナダ国内に在留することを認可された期間より長い期間に亘りカナダ国内に在留する時
  - (d) 出国通知が出されており、その者がその日又はその日以前にカナダ国を去ることが通告により要求されている日が経過した時
  - (e) 国外退去命令が出されておりその命令が取り消されていない時又はその執行が第75条第1項により猶予されていない時
- (2) 移民官又は審判官により書面で別段の指定を受けた場合の外、訪問者はその者が入国を認められた日より3ヶ月を超えてカナダ国に在留することは認められない。

#### 4 入国許可後の移動

##### 第27条

- (1) 移民官又は治安担当官が永住者について、
- (a) 移住者である場合には、上陸を認められる以前に有罪とされた犯罪を犯しているために第19条第1項(c)、(d)、(e)又は(g)或いは第19条第2項(a)に掲げる入国を認められない区分に属する者であるとの理由により上陸を認められなかった者
  - (b) 条件を付して上陸を認められた者である場合には、それを知っていながらかかる条件に違反している者
  - (c) 暴力によりいづれかの国の政府の破壊活動に従事しており又は之を煽動している者
  - (d) 議会の定めた法令による犯罪につき有罪とされ
    - i) 6ヶ月以上の拘置処分を受けている者、あるいは
    - ii) 5年以上の拘置処分を受けるであろう者
  - (e) その者自身又は他の者により実行され又は作られたかを問わず、虚偽の又は不正に入手した旅券、入国査証又は入国許可のためのその他書類により、或いは詐欺又は不正の手段もしくは重要な事実についての虚偽の申告により上陸を認められた者

- (f) 故意に自活又はカナダ国に在るその者の家族たる被扶養者の扶助を怠る者  
であることを示す情報を得た場合には、かかる情報の詳細を記述する報告書を副大臣宛に提出しなければならない。
- (2) 移民官又は治安担当官が、カナダ国に在るカナダ国の市民又は永住者以外の者について
- (a) 入国許可の申請をする場合には、第19条第1項(h)又は第19条第2項(c)に掲げる入国を認められない区分以外の入国を認められない区分に属する者であるとの理由により入国が認められないであろう或いは認められないかも知れない者
- (b) 本法令又は規則に反してカナダ国に於いて仕事に従事した又は継続した者
- (c) 暴力により、いずれかの政府の破壊活動に従事しており又は之を煽動している者
- (d) 刑事法規による事犯につき、或いは、刑事法規又は本法令以外の議会の定める法令下の起訴により罰することを得る事犯につき有罪とされたことがある者
- (e) 訪問者としてカナダ国に入り、訪問者でなくなった後も滞留する者
- (f) 入国手続港以外の場所よりカナダ国に入り、直ちに移民官に報告することを怠り又は本法令の下の審査又は査問を回避し或いは本法令の下の合法的勾留又は留置より脱出した者
- (g) その者自身又はその他の如何なる者により実行又は作成されたものであるとを問わず、虚偽の又は不正に入手した旅券、入国査証又はその入国許可に関するその他の書類を以て或いは詐欺的又は不正な手段又は重要な事実についての虚偽の申告によりカナダ国に入りそこに在留する者
- (h) 第57条に反してカナダ国に入国して来た者
- (i) その者に対して出された出国通知書類中に明記する日又はその日以前にカナダを去っていなかった者、又はかくの如く退去するも第14条第1項(c)によりカナダ国への入国が認められている者
- (j) 乗組員として又は乗組員となるためにカナダ国へ入国して、移民官の許可なくして、乗り物が入国手続港を去った際に乗船又は乗車しなかつ

者

- (k) 第14条第2項(b)、第23条第1項(b)、又は第32条第3項(b)によりカナダ国へ入ることが認められ、指定された期間内に指定された場所に更に審査を受けるために出頭しなかった者
- (l) カナダ国内に在るその家族の被扶養者の扶助を故意に怠る者  
であることを示す情報を得た場合には、その者が逮捕状なしに逮捕され第104条により勾留されている者でない場合には、かかる情報の詳細を記述する報告書を副大臣宛に提出しなければならない。
- (3) 大臣の命令又は指令のある時は、副大臣は第1項又は第2項による報告書を受け取り且つ査問を認める場合には、その報告書の謄本一部並びに査問会議を開くべき指令を上席移民官に提示せねばならない。
- (4) 上席移民官が第3項による報告書の謄本並びに指令を受領する時は、可及的速やかに報告がなされた者に関する査問会議を開かねばならない。

#### 第28条

第23条第3項(a) 或いは第104条により査問のため勾留されている者があ  
る場合に上席移民官は直ちにその者に関する査問を開くものとする。

### 5 査問の実施

#### 第29条

- (1) 審判官による査問は、出来得る限り査問を受ける者の出席の下に行われることとする。
- (2) 査問が行われる者の請求或いは許可を得て、審判官は、何人にも査問に出席することを許可するものとする。但し、かかる出席により査問が阻まれるものである時は、この限りではない。
- (3) 第2項に規定する場合の外、審判官による査問は非公開とする。
- (4) 18才未満の者、又は審判官の意見では、査問手続の性質を認識することが出来ない者について査問を行う場合に於いて、かかる者は、第5項に従い、父母のいずれか一方或いは後見人により代理されることが出来る。
- (5) 査問に於いて、第4項に記載する者が父又は母或いは後見人により代理されていない場合、又は査問を主宰する審判官の意見に於いて、その者が適正に父又は母或いは後見人による代理を受けていないものである場合に

は、査問を休止して審判官は誰か別の者を大臣の費用でその者を代理するよう指定する。

#### 第30条

- (1) 査問が行われるすべての者は、法廷弁護士、事務弁護士又はその他の弁護士の助けを得る権利並びに如何なる弁護人によっても代理される権利を有することを知らされ、且つ、そう希望する時は、その者の費用で、かかる弁護人を得るための相当の機会があたえられる。
- (2) 審判官は、査問の席上、証拠を受理し、査問に於いて採用され且つ各事件の事情により信頼すべきものと認める証拠によりその決定を下すことが出来る。

#### 第31条

- (1) 審判官は、査問の終結後、出来る限り早い機会に決定を下し、且つその決定は出来る限り関係者の出席の下に下されるものとする。
- (2) 審判官の決定が、或る者に対する移動命令の発動或いは出国通知の発令に結果する場合には、その命令又は通知の発せられる根拠をその者に知らせねばならない。

#### 第32条

- (1) 査問の被告が第14条第1項に記載された者或いはカナダに在留する権利をもつ者であると決定する場合には、審判官はその者のカナダ国への入国を許可するか或いは場合によっては、カナダ国に在留させることが出来る。
- (2) 査問に於ける被告が第27条第1項に記載する永住者であると決定する場合には、審判官は第45条第1項並びに第47条第3項により、その者に対して国外退去命令を発動する。
- (3) 査問に於ける被告が、その審査の時に於いて、上陸を求めていた者であり且つその者に上陸を許可しても本法令又は規則の規定にも反しないとの決定をする場合には、
  - (a) 審判官はその者に対して上陸を許可することが出来る。但し、この場合、規定的性質の条件を賦課することが出来る。
  - (b) 審判官は、その移住者が、審判官が指定する期間内及び場所に於いて移民官による審査を更に受けるために出頭すると云う条件でカナダ国に入ることを許可することが出来る。

- (4) 審判官が、その審査の時に於いて、査問を受ける被告が入国を求めている者であり且つその者に入国の許可を与えても本法令又は規則中の如何なる規定にも反するものでないとの決定をなす時は、その者に入国の許可を与え、且つ第19条第3項により入国の許可を与えることの出来る者の場合を除いて、規定的性質の条件を賦課することが出来る。
- (5) 審判官が、査問会に於ける被告がその入国審査に際して入国許可を求めている者であつて、入国を認められない区分に属する者であると決定する場合には、第45条第1項及び第47条第3項により
- (a) その者が第19条第1項(c)、(d)、(e)、(f)もしくは(g)又は第19条第2項(a)又は第20条(b)に掲げる入国を認められない区分に属する者である時は、その者に対して国外退去命令を出す。
- (b) その者が前号(a)に掲げる入国を認められない区分以外の入国不許可区分に属する者である時は、その者に対して拒絶命令を出す。
- (6) 審判官が、査問に於ける被告が、第27条第2項に記載する者であると決定する場合には、第19条第1項(c)、(d)、(e)、(f)もしくは(g)、又は第27条第2項(c)、(h)もしくは(i)に掲げる者以外の者であつて、
- (a) 事件に関するあらゆる事情を配慮して、その者に対して国外退去の命令を発すべきでなく、且つ
- (b) その者が審判長の指定する日或いはその日以前にカナダ国を去るものである
- と認めない限り、第45条第1項及び第47条第3項に従いその者に対して国外退去命令を出さねばならない。この場合には、その者がカナダ国を去るべき日を明記した出国通知表をその者に対して発しなければならない。

### 第33条

- (1) 国外退去命令又は出国通知が発せられる者に、カナダに居住する扶養家族がある場合に於いて、かかる者に依存している家族の者はその命令又は通知の中に含まれカナダ国より移動されられ或いは去ることを要求されるが、18才以上のカナダ国市民又は永住者である者は、何人と云わず、かかる命令又は通知の中に含まれないものとする。
- (2) 何人も、査問に於いて審理を受ける機会を与えられた者でない限りは、第1項による国外退去の命令又は出国通知中に含むことが出来ない。

- (3) 第1項により国外退去の命令中に含まれる者は、第57条第1項の目的の場合を除き、国外退去命令が発せられた者と看做す。

#### 第34条

本法令の下に下される如何なる決定も、第20条第1項又は第27条第1項もしくは第2項による別の報告書作成の理由、あるいは第104条による査問のための勾引又は勾留の理由で、更に査問を開くことを妨げない。

#### 第35条

- (1) 本規則に従い、審判官による査問は、何時にても、その審判官又はその他の如何なる審判官によっても、証拠又は証言の追加を審理し又は受理するために再開することが出来、且つかかる証拠又は証言を審理し受理する審判官は、審判官により前になされた決定を確認し、修正し或いは取り消すことが出来る。
- (2) 審判官が第1項により決定を修正或いは取り消す場合には、出されている如何なる命令又は通知をも破棄することが出来、かかる命令又は通知を破棄する時は、第32条により適当な措置をとるものとする。
- (3) 第2項により命令又は通知が破棄される時は、その命令又は通知は出されなかったものと看做す。

#### 第36条

移動命令が第72条により委員会に対する不服申立て権を有する者に対して発動される場合には、審判長は直ちにその者に対し、そのような不服申立て権につき知らしめねばならない。

## 6 大臣の許可

#### 第37条

- (1) 大臣は次のようないかなる者に対しても、カナダ国に入国し、又は、滞留する書面による許可を発給することが出来る。
- (a) カナダに入国しようとする者の場合、入国不許可区分に属する者。
- (b) カナダに滞留する者の場合、第27条第2項の下に、報告書を作成された又は作成されるであろうと思われる者。
- (2) 前項の規定に拘わらず、
- (a) 移動命令が出され、その命令を不服とする不服申立てが認められてい

る場合を除き、その命令に従いカナダ国より移動していない者又はカナダを去らないでいる者

(c) 第79条により不服申立ての審判が行われて認められなかった者に対しては、許可書を発行しない。

(3) 許可は、許可書中に明記されている12ヶ月を超えない期間について有効とする。

(4) 大臣は、何時にても、文書により、許可を延長或いは取り消すことを得る。

(5) 大臣は、許可書の取り消しに際して或いは有効期間の満了に際して、その許可書が発行された者に対して移動命令を発し、或いはその者に指定する期間内にカナダ国を去るよう指令することが出来る。

(6) 大臣により指定された期間内にカナダ国を去るよう指令された者が、カナダ出国を怠った時は、大臣はその者に対して国外退去命令を発動することが出来る。

(7) 大臣は、各年度の開始後30日以内に、或いは議会がその時開かれていない場合はその後議会の開かれた後の最初の30日以内に、議会に対して前暦年中に発行された許可書の数を明記した、更に次の者に対して発給したそれぞれの許可について記した報告書を提出しなければならない。

(a) 入国許可区分に属する者で、カナダ国に入国することを求めている者

(b) 第27条第2項の適用により報告書が作成され又は作成される可能性のあるカナダ国に在る者。

#### 第38条

(1) 本法令又は規則中の他の如何なる規定にも拘わらず、大臣は、上陸の際に、引き続きカナダ国内に少なくとも5年の間、本法令の施行前にカナダ国内に於いて施行されていたいづれかの移民法に基づき大臣により発行された許可書の認める所により居住していた者の上陸を認可することが出来る。

(2) 本法令又は規則中の他の如何なる規定にも拘らず、総督は、上陸の際、引き続きカナダ国内に少なくとも5年の間本法令に基づき大臣が発行した許可証による承認又は本法令もしくは本法令の施行前にカナダ国内において施行されたいづれかの移民法に基づいて居住していた者で第1項に該当しない者の上陸を認可することができる。

## 7 カナダの安全と安全保障

### 第 39 条

- (1) カナダ国市民或いは永住者以外の者については、本法令における他のいかなる条項にもかかわらず、大臣および法務次官により署名された証明書が移民官、上席移民官に対して提出され、その証明書に、大臣および法務次官により受理・検討された安全又は犯罪記録（これらの記録は、その情報源保護のため公表できないものであるが）に基く彼等の意見として、証明書に記載の人物が第 19 条第 1 項 (d)、(e)、(f) もしくは (g) または第 27 条第 2 項 (c) に該当する者である旨述べられている場合において、大臣または法務次官により疑義をさしはさまれない限り、その証明書に署名したと思われる人物の署名或いは職務の性格についての証明なしで、その証明書はそこに述べられた事項についての証明となる。
- (2) 大臣は、各年度の開始後 30 日以内に、又は議会がその時開かれていない時は、その後議会が開かれてから最初の 30 日以内に、前暦年中に提出された第 1 項に記載する証明書の数を明記する報告書を議会に提出する。

### 第 40 条

- (1) 大臣及び法務次官が、自分で受け取り且つ考慮した安全及び犯罪記録に基づき、永住者が第 19 条第 1 項 (d) の (ii) 又は第 19 条第 1 項 (e) もしくは (g) 或いは第 27 条第 1 項 (c) に記載する者であるとの意見である時は、第 41 条により設置される特別諮問委員会の委員長に報告をすることが出来る。
- (2) 第 1 項により大臣及び法務次官の報告書を考慮するに当り、特別諮問委員会は
  - (a) 大臣又は法務次官に対し、その意見に於いて必要且つ適切とする情報の追加提供をするよう要請し、又
  - (b) 適当と考えるカナダ国政府の各省と協議をして、その公開がカナダ国の国家安全保障又はカナダ国に在る者の安全を損うとの理由で、公開してはならない情況と情報を決定することが出来る。
- (3) 特別諮問委員会の委員長は
  - (a) 自己の意見に於いて、公開された場合、カナダ国の国家安全保障又はカナダ国に在る者の安全を損うものであるとの理由で公開してはいけな



- い情况及び情報が発表されることを防止し、且つ
- (b) (a)に記載する情報源の秘密を保護するため  
あらゆる必要な予防策を講じる。
- (4) 特別諮問委員会の委員長が第1項により報告書を受け取る時は、出来る限り早い適当な時機に、その報告書について検討するための同委員会の会議を召集し、同報告書が関連する者に対して、その最後に知られた住所に
- (a) 本条項によりその者をカナダ国より移動させる提議がなされていることの通知
- (b) 第2項及び第3項に記載する特別諮問委員会及び同委員会の委員長の職責を考慮し、同委員長の意見によりその者をしてその者に対してなされている申し立ての性質を出来る限り完全に知らしめることが出来る同委員会が入手し得る情况及び情報を要約した書類、又は
- (c) その者をカナダ国より移動させよとの提議につき、その者の審理の行われる日時及び場所の通知書  
を送付する。
- (5) 特別諮問委員会は、その者につき第1項に基き大臣又は法務次官により報告書が作成された者が、証拠を提出し、個人的又は協議による審理を受け或いはその者に代り重要な証拠を提出することのある者をして証言させることを許可する。
- (6) 特別諮問委員会の手続は非公開とする。
- (7) 第119条に従い、特別諮問委員会は、その者につき第1項により大臣及び法務次官による報告書が作成された者以外の何人に対しても、関連のある情報をそれが利用出来る所とするよう要求し、且つそれが信頼出来る又は信頼するに足ると考える証拠又は情報を受けとることが出来る。
- (8) 第9項により報告書が作成される迄の如何なる時期に於いても、特別諮問委員会が、同委員会に示された情况及び情報は、それを公表してもカナダ国の国家安全保障及びカナダ国に在る者の安全に害をなさないものであるとの意見に至る時は、本項による手続きを終結させ、大臣及び法務次官に対して、手続き終結を通告しなければならない。
- (9) 特別諮問委員会が、大臣及び法務次官の第1項に記載する報告書に関係する者が本条の定めにより審理を受ける機会を与えられたと認める時は、

同委員会は直ちに、総督に対してそれに関するすべての事項を報告する。

(0) 本条の規定による審理手続が第8項により終結しない場合、及び総督が第1項及び第9項に記載する報告書を考慮したる後、関係する者が第19条第1項(d)の(ii)又は第19条第1項(e)若しくは(g)又は第27条第1項(c)に記載する者であると認める場合には、総督はその者に対して国外退去の命令を発動することが出来る。

#### 第41条

- (1) 総督により任命される3人を超えない委員より構成され、そのうちの少くとも1人は最高裁判所の判事の職に在った者である委員会をここに設置し、特別諮問委員会と称する。
- (2) 総督は第1項により任命された委員のうち1人を特別諮問委員会の委員長に指名し、他の1人の委員をその副委員長に指名する。

#### 第42条

特別諮問委員会の職務は

- (a) 第40条第1項に従い大臣及び法務次官により作成された報告書を検討すること、及び
- (b) 大臣が検討のため同委員会に付託することのある、大臣が本法令の定めの下に責任を有するカナダ国の安全及び安全保障に関する事項に付き大臣に助言をなすこと。

### 8 カナダ市民権所持の主張

#### 第43条

- (1) 査問の行われている間の何時にても、査問に於ける被告がカナダ国市民であることを主張し且つ査問を主宰する審判官がその者はカナダ国市民であると認めないものである場合には、その査問は継続され、そしてその者はカナダ市民であるとのその者の主張がない場合で、その者について移動命令又は出国通知が発せられるであろうと決定される時は、査問は休会する。
- (2) 第1項により或る者に関する査問が休会された場合は、その者がカナダ国市民であるとの主張は、総督により公民権法の目的のために大臣としての行為を行うべく総督により指名されたカナダ国女王枢密委員会の議員に

付託され、その者は直ちに同法令第11条第1項による市民権証明の申請を行う。

#### 第44条

- (1) 市民権証明書が公民権法第11条により査問に於ける被告に発行される時はその査問を主宰する審判官又はその他の如何なる審判官も査問を終結させ、その者をしてカナダ国へ入国又は場合により在留せしめる。
- (2) 第43条第1項により休会された査問の被告が公民権法第11条第1項により市民権証明の申請を直ちに行わない場合、市民権証明書が同法令第11条により査問の被告に対して査問が休会された日より6ヶ月以内、又は審判官が事情により適当と考えるそれより長い期間内に発給されない場合、或いは査問を主宰する審判官又はその他の審判官が大臣によりその者に対して市民権証明書を発給しないことが決定された者の通知を受ける場合には、査問は査問を主宰する審判官又はその他の審判官により出来る限り早い相当な機会に再開される。
- (3) 査問が第2項により再開される時は、その者のカナダ国市民であるとの主張がない場合には出されたであろう移動命令又は出国通知を審判長は発令する。

### 9 難民資格の決定

#### 第45条

- (1) 査問の間如何なる時に於いても、査問の被告が協定による難民であることを主張する場合には査問は続行される。そして、もし協定による難民であるとの主張がなかったならばその者について移動命令又は出国通知が発令されたであろうとの決定がなされた場合には、査問は休会され、その者は、宣誓をなして、その主張につき上席移民官による審査を受ける。
- (2) 協定による難民であると主張する者が第1項により宣誓をして審査を受ける場合、その者の主張は、それに関する審査の謄本と共に大臣に決定のため付託される。
- (3) 第1項に記載する宣誓による審査の謄本の写しは協定による難民であると主張する者に送付する。
- (4) 第2項により、その者の主張が大臣に付託される場合には、大臣はその

主張及びそれに関する宣誓による審査の謄本を第48条により設置する難民資格諮問委員会に検討のため付託し、同委員会の助言を得た後で、その者が協定による難民であるか否かを決定する。

- (5) 大臣が協定による難民であるとする者の主張につき決定をなす時は、大臣は直ちに、書面により、その主張に関する宣誓による審査を行った上席移民官並びに協定による難民であることを主張する者に対してその決定を知らせる。
- (6) その者について第1項により宣誓による審査が行われる者はすべて、法廷弁護士、事務弁護士又はその他の弁護人の助けを得、その審査に於いてはかかる弁護人により代理される権利を有すものであることを知らされ、且つ自己の費用に於いてそう望む場合には、かかる弁護人を得るための相当の機会を与えられる。

#### 第46条

- (1) 上席移民官が第45条第5項によりその者が協定による難民でないとの知らせを受ける場合は、その者に関する査問を出来る限り早い相当な機会にその査問会を主宰していた審判官又はその他のいずれかの審判官により再開せしめるが、その者が第70条第1項により委員会にその主張についての再決定のための申請をする場合には、同委員会か大臣に対してそれについての決定を知らせるまでは如何なる査問も再開しない。
- (2) 人が
  - (a) 大臣により協定による難民ではないとの決定を受け且つ第70条第1項による再決定の申請をなすべき時が徒過し、又は
  - (b) 委員会により協定による難民ではないと決定される場合には、第1項により再開させられた査問を主宰する審判官は、協定による難民であるとのその者の主張がなかったならば発令されていたであろう移動命令又は出国通知を発令する。

#### 第47条

- (1) 上席移民官が、或る者につき大臣又は委員会が協定による難民であるとの決定をしたことを知らされる場合には、その査問を主宰していた審判官又はその他のいずれかの審判官によりその者に関する査問を再開せしめ、審判長又は審判官はその者が第4条第2項に記載する者かどうかについて

決定を行う。

- (2) 審判官が協定による難民が第4条第2項に記載する協定による難民でないとして決定する場合には、その協定による難民につき移動命令又は場合により出国通知を発令する。
- (3) 審判官が協定による難民が第4条第2項に記載する協定による難民であると決定する場合には、本法令又は規則のその他の如何なる規定にも拘わらず、その者がカナダ国に滞在することを許可する。

#### 第48条

- (1) 或る者が協定による難民であると主張する場合につき大臣に助言する目的のために難民資格諮問委員会をここに設置する。
- (2) 大臣は適当と考える者を難民資格諮問委員会の委員に任命することが出来る。

### 10 命令の送達

#### 第49条

移動命令又はその謄本は、規定する方法により、命令の出された者及びその他規定のある者に対して送達する。

### 11 命令の執行

#### 第50条

第51条及び第52条により、移動命令はこれを出来る限り速やかな相当の時期に執行する。

#### 第51条

- (1) 第20条第1項により作成された報告書の結果、移動命令が発令された者で、米合衆国内又はセントピエール並にミケロン両市に居住し或いは滞在する者の場合を除き、移動命令の執行は、次の通り猶予される。
  - (a) かかる命令が発動された者が委員会に不服申し立てをする権利を有する場合には、第36条によりその者の不服申し立て権につき知らされた時より24時間が経過する以前のその者の請求のある時まで
  - (b) かかる命令を不服とする不服申し立てが委員会に対して請求される場合には、不服申し立て審判が行われ処分があるか又は委員会により申請却

下の宣言のある時まで

- (c) 第19条第1号(g)に掲げる者以外の者が、委員会の審決を不服として連邦控訴院に出訴し、あるいは出訴の意図を有することを書面にて移民官に対して表明する場合には、訴の審理が行われ処分が行われるか或いは場合により出訴期間が経過するまで、及び
  - (d) 第19条第1項(g)に掲げる者以外の者が、連邦控訴院の判決を不服としてカナダ国最高裁判所に上告し、又は上告する意図を有することを書面にて移民官に対し表明する場合には、その審理が行なわれ、処分がなされ或いは場合により上告期間が経過するまで
- (2) 第35条による査問の再開により、審判官の決定が出るまでは、移動命令の執行は猶予される。

#### 第52条

- (1) 移動命令は、次の場合には之を執行しない。
  - (a) 同命令の執行が直接カナダ国内にある司法機関或いは司法職員によりなされた他の命令に違反する結果となる場合
  - (b) 命令が発動された者がカナダ国内に在ることが刑事上の手続に於いて要求せられ、且つ大臣が当該手続の完了まで命令の執行を猶予する場合。
- (2) 命令が発動された際に更生機関、留置所、感化院或いは刑務所の被収監者であった者又は命令が執行される以前にかかる施設の被収監者となる者に対してなされた移動命令は、その者がその他の法令又は恩赦令により課せられ或いは減ぜられた刑又は刑期が完了するまでこれを執行しない。

#### 第53条

如何なる移動命令も、その発動と執行との間の時間の経過を理由に無効となることはない。

#### 第54条

- (1) 大臣により別段の指示のある場合を除き、移動命令が発動された者は、自己の意志によりカナダ国を去り且つ入国を望む国を選択することが許される。
- (2) 第1項により自己の意志でカナダ国を去り且つ入国を望む国の選択を行うことが許されない場合には、その者は第3項によりカナダ国から

- (a) その者がカナダ国へ入国して来た場所
  - (b) その者がカナダ国へ入国して来る以前最後に永住者であった国
  - (c) その者が国民であり又は市民である国
  - (d) その者が生まれた国
- へ之を移動する。

- (3) 或る者がカナダ国から移動させられるべき場合に於いて、第2項に掲げるいづれの国もその者を受け入れることをためらう時は、その者が大臣の許可を得て又は大臣自身が、相当の期間内に、その者を移動すべき場所として受け入れてくれる他の国を選択することが出来る。

#### 第55条

第54条第2項及び第3項の規定に拘らず、協定による難民は、次に該当する者で大臣がその者はカナダに在留することを許さるべきではないとの意見の場合以外、その人種、宗教、国籍、特定の社会団体のメンバーであること或いは政治的意見を理由にその生命又は自由がおびやかされる国へは移動させられない。

- (a) 第19条第1項(c)、(e)、(f)又は(g)各号の一に記載する入国を認められない区別に属する者
- (b) 第27条第1項(c)又は第27条第2項(c)に記載する者
- (c) カナダ国に於いて10年又はそれ以上の長期の刑が課せられることのある議会の定める法令に違反し有罪とされた者

#### 第56条

移動命令が出された者がカナダ国より移動し或いはカナダ国を去る場合に於いて、その者が他の如何なる国にも滞留する合法的許可を有しない場合、その命令は執行されなかったものと看做し、第57条にかかわらずその者は大臣の同意なくカナダ国に入ることができる。

### 12 移動命令の効力

#### 第57条

- (1) 第58条により国外退去命令が或る者に対して発動され、その者がカナダ国よりの移動を受け又はカナダ国を去った後は、その命令を不服とする不服申立てが認められない限り、大臣の同意を得ずしてカナダ国に入ること

は出来ない。

- (2) 第58条により、排除命令が或る者に対して発動され、その者がカナダ国よりの移動を受け又はカナダ国を去った後は、その命令を不服とする不服申立てが認められない限り、その者がカナダ国より移動され又は去った日より12ヶ月の間は如何なる時も大臣の同意を得ずしてカナダ国に入ること  
は出来ない。

#### 第58条

- (1) 第77条により、委員会が或る者に対して移動命令に対する不服申立ての審理のためカナダ国に帰ることを認める場合にはその者は大臣の同意を得ずともかかる目的のためにカナダ国に入ることができる。
- (2) 第75条第1項により、移動命令の執行を猶予すべく委員会が指示したる時は、その命令を受けた者は、かかる執行が猶予されている間は何時にても大臣の同意を得ずしてカナダ国に入ることができる。

## 第 四 部 不 服 申 立 て

### 1 委員会 の 設 置

#### 第59条

- (1) こゝに移民不服申立て委員会と呼ぶ委員会を設置する。本委員会は、第72条、第73条、第79条に基く不服申立ておよび第70条に基く再決定についての申請に対し、移動命令の発動または家族区分に属する者によりなされた上陸申請の許可拒絶に関連して起る裁判権の問題を含む一切の法律および事実を審理し決定する唯一且つ独占的裁判権を有する。
- (2) 同委員会は総督により任命される7名以上18名以下の人数の委員により構成する。

#### 第60条

- (1) 第3項及び第5項により、各委員は、不都合のなき間は10年を超えない期間その職に任命されるが、事由ある時は総督により解任される。
- (2) 各委員は再任される資格を有する。



- (3) 委員は70才に達した際に職に在ることを停止する。
- (4) 65才に達した者は何人も委員に在命されない。
- (5) 本法令の施行の直前に、本法令の第128条第1項により廃止されるまで移民不服申立て委員会法第3条により設置された移民不服申立て委員会の常任委員であった各委員は、引き続き本委員会の委員として在職し且つ不都合のない間はその職に在ることとするが事由ある時は総督により解任される所とする。

#### 第61条

- (1) 総督は委員のうちの1名を委員会の委員長に指名し、委員のうち5名を超えない数の委員を副委員長に指名する。
- (2) 委員長又は副委員長に支障ある場合、又はかかる職に空席ありたる時は、大臣はその支障のある間又は空席が満たされるまで委員長又は副委員長としての行為をする別の委員を場合に依りて指名することが出来るが、委員長に支障あり又はその職に空席ある場合に於いて、その職務を代行する委員が指名されていない時は、大臣により指名された副委員長が委員長の全権限並びに職務を有し之を行う。
- (3) 第2項及び第4項により委員長及び最小限2名の副委員長は州の法曹界に在りて少くとも5年間法廷弁護士又は弁護士であった者とする。
- (4) 本法令の施行の直前に、本法令の第128条第1項により廃止されるまで移民不服申立て委員会法第3条により設置された移民不服申立て委員会の委員長であった委員及び当時同委員会の副委員長であった各委員は本法令の下に引き続きその職に在るものとする。

#### 第62条

各委員は総督により定められるその職務に対する報酬を支払われるものとし、且つ本法令による職務履行の過程においてその通常の住居地より離れているために生じた相当の旅費及び滞在費を支払われるべき権利を有する。

#### 第63条

委員長は委員会の首席行政官であり委員会の職務及び職員を監督し且つ指図する。

#### 第64条

- (1) 委員会の主たる事務所は国家首都法中の表に記載する国家首都地域に設

け、委員長並びに総督により任命されるその他の委員はその地域或いはその相当な通勤距離内に居住するものとする。

- (2) 委員会は、委員長が事情により適当と考えるカナダ国内の場所で審理を行う。
- (3) 委員長及び2名以上の他の委員、又は副委員長及び2名以上の他の委員を以て委員会の定足数を構成する。

#### 第65条

- (1) 委員会は記録裁判所であり、法的に認められた公印を有する。
- (2) 委員会は、証人の出席、宣誓、審査、書類の提出および検証、命令の執行、そしてその裁判権の行使に必要且つ適正な事項に関して、最高記録裁判所に付与された一切の権限、権利及び特権を有し、上記一般通則に制限を加えることなく
  - (a) 委員会に係属する事項に関し知る所のすべてについて証言をなし且つかかる事項に関して当人が所有しあるいは管理する文書、図書或いは書類等を持参し且つ提出するため、その中に記載する時と場所に出頭することを要求する召喚状を何人に対しても発行し、
  - (b) 宣誓をさせ又宣誓をした者を調べ、且つ
  - (c) 審理の間、信ずべき又は信ずるに足り且つ係属中の事案の処理に必要と考える追加証拠を受理することが出来る。
- (3) 委員会は、又第72条又は第73条によりなされた不服申立ての当事者のいずれか一方の請求により、その不服申立てについての処分の理由を示すものとする。

#### 第66条

- (1) 委員がその職を辞し或いは職に在るを止むに到る時は、その委員は、委員長の要請により、かかることのありたる後8週間以内の如何なる時に於いてもその委員が以前に審理し又は検討した不服申立ての処分、又は再決定の申請に関する決定につき参加することが出来るものとし、かかる目的のためには、委員であると看做す。
- (2) 第1項が適用される者、或いは不服申立て又は再決定の申請を審理したその他の委員がその処分又は決定に参加出来ないか又は死亡したる場合に

は、不服申立て又は再決定の申請を審理した残余の委員がその処分又は決定をなし、この目的のために委員会を構成しているものと看做す。

#### 第 67 条

委員会は、総督の承認を得て、委員会の活動及び本法令の下に委員会に対してなされた不服申立て、再決定申請及び釈放申請に関する業務並びに手続について規定する、本法令に矛盾しない規則を作ることが出来る。

#### 第 68 条

公務員停年退職法の目的のために、第59条第2項により任命を受ける委員及び第60条第5項により継続して委員になるものは公務に採用されるものと看做す。

#### 第 69 条

- (1) 委員長は、各年度の開始前に、前暦年に於ける委員会の運営に関する報告書を作成して大臣に送付する。
- (2) 大臣は、各年度開始後30日以内、あるいは、議会がその期間開かれていない時は、その後議会が開かれてから最初の30日以内に委員長から受け取った報告書の写しを1部議会に提出する。

## 2 再決定及び不服申立て

#### 第 70 条

- (1) 協定による難民であることを主張する者で協定による難民ではないと第45条第5項に基づき大臣より書面で通知された者は、規定する期間内に、その主張について、協定による難民であるとの再決定の申請を委員会になすことが出来る。
- (2) 第1項により委員会に対して申請がされる場合には、申請書には第45条第1項に記載する宣誓の下に行なわれた審理の謄本の写し1部を添附し、更に、宣誓下に次の事項を示す申請宣言書を含めるかもしくは添付しなければならない。
  - (a) 同申請の理由の性質
  - (b) 同申請の根拠となるべき事項の相当程度詳細なる陳述
  - (c) 審理に際して提出予定の情報及び証拠の相当程度詳細な摘要
  - (d) その他申請人が申請に関係ありと認める陳述

#### 第71条

- (1) 委員会が第70条第2項に記載する申請書を受け取る時は、直ちに同申請につき検討し、かかる検討に基づき、その主張が、申し立ての審理により立証され得ると信ずべき相当の理由があるとの意見の場合には、申請の手續続行を認め、その他の場合には、申請の手續続行を認めることを拒絶し直ちにその者は協定による難民ではないとの決定を行う。
- (2) 第1項により委員会が申請の手續続行を認める場合には、大臣に対して申請につき審理が行われる時と場所を通告し、大臣に対して審理を受ける相当な機会を与えなければならない。
- (3) 委員会が或る者が協定による難民であるか否かにつき決定をなした時は、大臣及び申請人に対して書面により、その決定を知らせなければならない。
- (4) 委員会は、申請人或いは大臣の請求により、その決定の理由を示す。

#### 第72条

- (1) 第40条第1項により報告書が作成された者以外の永住者、或いは本規則により発給された有効な居住者帰国許可書を合法的に所有する者に対して移動命令が出された場合には、その者は次のうちのいずれか一つ又はその双方に基づき委員会に不服申立ての訴えをすることが出来る。
  - (a) 法律問題は事実問題或いは法律と事実との混同した問題を含む不服申立ての事由
  - (b) 当該ケースのあらゆる事情を考慮の上、その者をカナダ国より移動すべきではないとする事由
- (2) 移動命令が
  - (a) 大臣又は委員会により協定による難民であるとの決定を受けたが永住者ではない者、或いは
  - (b) 入国許可を求め、その者に関する報告書が第40条第1項により移民官により作成された時に、有効な入国査証を所有していた者に対して出される場合には、その者は第3項により、次のいずれか一つ又は双方に基づいて委員会に不服申立てをすることが出来る。
  - (c) 法律問題又は事実問題或いは法律と事実の混同した問題を含む不服申立ての事由 及び

(d) 同情すべき又は人道主義的配慮の余地の存することを考慮して、その者をカナダ国より移動すべきでないとの事由

(3) 国外退去命令が、

(a) 第 39 条第 1 項に記載する証明書が提出された者

(b) 審判官により第 19 条第 1 項 (e)、(f) 又は (g) に掲げる入国を認めない区分に属する者との決定を受けた者

で第 2 項 (a) 又は (b) に記載する者に対して出される場合には、その者は法律問題又は事実問題或いは法律と事実との混同した問題を含む不服申立て事由により委員会に対して不服申立てをすることが出来る。

#### 第 73 条

大臣は、査問に於ける被告が入国許可を与えられるべき者或いは移動命令を出すべき者ではないとする審判官による決定を不服として、法律問題又は事実問題或いは法律及び事実の混同した問題を含む不服申立て事由により委員会に不服申立て審判の請求をすることができる。

#### 第 74 条

委員会は、不服申立ての原因となった査問を、その査問を主宰した審判官又はその他の審判官により証拠又は証言の追加を受理するために再開すべき命令をなし、再開した査問を主宰する審判官は、再開した査問の議事録の写し 1 部を、かかる証拠又は証言の追加に対する査定と共に、不服申立ての処理をすることについての検討のため委員会に提出する。

#### 第 75 条

(1) 委員会は第 72 条によりなされた不服申立てにつき、次の処理を行なうことができる。

(a) 不服申立てを認める

(b) 不服申立てを却下する

(c) 第 72 条第 1 項 (b) 又は第 72 条第 2 項 (d) による不服申立てについては、移動命令の執行を猶予するよう指示する。

(2) 委員会は第 73 条によりなされた不服申立てにつき、次の処理を行なうことができる。

(a) 不服申立てを認めて査問を主宰した審判官が発動すべきであった移動命令を発効する。

(b) 不服申立てを却下する。

- (3) 委員会が第73条によりなされた不服申立てにつき、之を認め移動命令を発動する場合には、その命令を受ける者は、査問終結後審判官によりその命令が出された時には本法令により不服申立てをしたであろう者である時は、場合により、第72条第1項(b)又は第72条第2項(d)により委員会に不服申立てをなしたるものと看做す。

#### 第76条

- (1) 委員会が第72条によりなされた不服申立てを認める場合には、不服申立て請求人に対して出された移動命令を破棄し
- (a) 査問を主宰した審判官が発動すべきであったその他の移動命令を発動し、
- (b) 永住者以外の不服申立て請求人の場合には、その者を通関手続港に於いて入国許可を求める者として審査をするよう指令することが出来る。
- (2) 委員会が不服申立てにつき、移動命令の執行を猶予する指令を出す処分をなしたる場合には、関係者は委員会が決定する条件の下にカナダ国に入国し又は在留することが認められ、委員会は、必要又は望ましいと考える時は、折をみて事件を再審理しなければならない。
- (3) 委員会が移動命令の執行を猶予する指令を出す処分をなしたる時は、同委員会は何時にても
- (a) 第2項により課した条件を修正し或いは新たに条件を課す、又は
- (b) 移動命令の執行を猶予する指令を取り消した上で
- (i) 不服申立てを却下し可及的速やかな時期に同命令の執行を指令する、又は
- (ii) 不服申立てを認め第1項によりとっていたかも知れないその他の措置をとることが出来る。

#### 第77条

移動命令を出されている者がカナダ国より移動させられ或いは同国を去り、委員会に対して書面により、その者への移動命令に対する不服申立ての審理の際には本人が委員会の面前に出頭するという希望を委員会に知らせる時は

委員会は、不服申立てがなされた場合には、その目的のために、委員会の決定する条件の下に、その者がカナダ国に帰ることを認める。

#### 第 78 条

移動命令の発動された者が、その命令を不服として不服申立てを委員会に対して請求するも、同委員会に連絡するよう要求のある場合に連絡を怠り或いは委員会に対してその者の最も最近の住所を知らせることを怠る時は、委員会はその者の不服申立ては放棄された旨宣言することを得る。

### 3 身元引き受け保証人による不服申立て

#### 第 79 条

- (1) 或る者が家族区分に属する者のなした上陸許可申請につき身元引き受け保証をなしたる場合には、移民官或いは場合により入国査証係官は、
  - (a) 申請につき身元引き受け保証をなす者が、上陸許可申請につき身元引き受け保証をする者に関する規則の要求事項に適合しない
  - (b) 家族区分に属する者が本法令又は規則の要求事項に適合しないとの理由により申請の許可を拒絶することが出来、同申請につき身元引き受け保証をなしたる者は、拒絶の理由を知らされなければならない。
- (2) 第 1 項により拒絶された上陸許可申請につき身元引き受け保証をしたカナダ国市民は、次の事由のいずれか一つ又は双方を理由に委員会に対して不服申立てをすることが出来る。
  - (a) 法律問題又は事実問題或いは法律と事実との混同せる問題を含む不服申立ての事由
  - (b) 特別の救済の提供を保証する同情すべき或いは人道主義的配慮の余地が存在するとの事由
- (3) 委員会は第 2 項によりなした不服申立てにつき、これを認め或いは却下する処分をすることが出来、大臣及びその請求をなした者に対して、その決定並びにその理由を通告する。
- (4) 委員会により不服申立てが第 3 項により認められた旨の通告を受けた時は、大臣は上陸許可申請の再審を移民官或いは場合により入国査証係官により再開せしめ、同申請につき身元引き受け保証をした者並びに家族区分に属する者が、委員会がそれに基づいて決定をした要求事項以外の本法令

及び規則中の要求事項に適合する者であると決定する時は、その申請に対して許可が与えられる。

#### 4 審理中の釈放

##### 第80条

- (1) 審理手続の開始及び本法令による不服申立てに対する処分を待って収監されている者はその釈放を委員会に申し立て、委員会は、その者が、その者について第39条第1項に記載する証明書が提出された者である場合を除いて、その者の釈放を命令することが出来る。
- (2) 委員会が第1項により何人たりともこれを釈放することを命令する時は委員会は保証供託金の支払い或いは履行証書の送達等を含む、その事情に応じて適当と考える条件を賦課することが出来る。
- (3) 委員会が第1項により何人たりともこれを釈放することを命令する時は委員会は上席移民官に対して保証供託金を受け取り或いは委員会の要求する履行証書を受け取ることを、並びにその者の釈放に関する事項につき委員会に助力するよう指令することが出来る。
- (4) 委員会は、如何なる時に於いても
  - (a) 第1項によりなされた釈放命令を取り消し、関係する者の再収監を指令し、
  - (b) 委員会により課せられた条件を変更又は取り消すことを得る。

#### 5 通知及び審理

##### 第81条

委員会に不服申立ての手続をとろうとする者は、委員会規則に規定する方法により定められた期間内に、不服申立ての通知をする。

##### 第82条

委員会に対してなした不服申立ての審理は公開とするが、その手続きの当事者のいずれかが要請する場合には、委員会はその裁量に従って審理を非公開とすることができる。



## 6 安全保証

### 第 83 条

- (1) 大臣および法務次官により受けとり検討された安全又は犯罪調査報告に基づく彼等の意見において、委員会がそうしない場合には国益に反することとなる旨が述べられ、大臣および法務次官が署名した証明書が委員会に提出された場合、委員会は本法令のいかなる条項にもかかわらず、第75条第3項によりなされた、もしくは第72条第1項(b)、同条第2項(d)によりあるいは第79条によりなされたとみなすいかなる不服申立ても却下する。
- (2) 第1項により大臣及び法務次官により署名されるべき証明書は其中に記載されている事項を証明するものであり、且つ委員会により、大臣又は法務次官により異議を唱えられる場合を除き、これに署名した者の署名又は公務上の性格を証明せずして受理される所となる。

## 7 連邦控訴院への出訴

### 第 84 条

不服申立てに対する審決の後15日以内或いは連邦控訴院判事が特別の理由により認めて延長された期間内に控訴院に提出された控訴許可申請に基づき、控訴院により控訴が許可された場合は、本法令に基づく不服申立てに対する委員会決定についての、裁判権に関する疑問を含むあらゆる法律問題に関する出訴は連邦控訴院に係属する。

### 第 85 条

- (1) 本法令による不服申立てについての委員会決定に対する控訴許可申請或いは出訴が大臣によりなされる時は、連邦控訴院は、控訴許可申請或いは場合により出訴に関する一切の経費および附帯義務は、同控訴院により事務弁護士並びに事件依頼者に基づき決定される所に従い、女王陛下より支払われることを指令する。
- (2) 第1項に規定する場合の外、本条による連邦控訴院への控訴許可申請又は出訴については、費用に関する如何なる命令もこれを出さない。

## 第五部 輸送会社の責務

### 第 86 条

- (1) 第 2 項を条件として、ある者が
- (a) 第 20 条第 1 項又は第 23 条第 3 項によりカナダ国を去ることを認められ、
  - (b)(i) 拒絶命令の発動
  - (ii) 第 20 条第 2 項又は第 23 条第 4 項によりアメリカ合衆国に帰国すべき旨の命令の発動又は
  - (iii) 移動命令の発動
- の理由によりカナダ国を去ることが要求される場合にはその者をカナダ国に輸送した輸送会社はその者を
- (c) (a)又は(b)(i)に記載された者である場合には、その者がカナダ国にやって来た場所又は輸送会社の請求により大臣により認められるその他の場所
- (d) (b)(ii)に記載された者の場合にはアメリカ合衆国
- (e) (b)(iii)に記載された者の場合については、第 54 条第 2 項又は第 3 項により決定される国
- へ輸送し又は輸送させる。
- (2) 第 1 項に記載する者がアメリカ合衆国を経てカナダ国に入り来たり、その国がその者が帰国する或いは帰国させられるのを認めない場合には、その者をアメリカ合衆国に連れて来た輸送会社は、その者を
- (a) 第 1 項(a)又は第 1 項(b)の(i)もしくは(ii)に記載する者である場合には、その者がアメリカ合衆国に入って来た場所又は輸送会社の請求により大臣により認められるその他の場所、及び
  - (b) 第 1 項(b)の(iii)に記載する者である場合には第 54 条第 2 項又は第 3 項により決定されるアメリカ合衆国以外の国
- に輸送し又は輸送させる。

### 第 87 条

- (1) 第 86 条により、輸送会社が入国許可を与えられていない者を輸送し又は輸送させることを要求される場合には、その者がカナダ国に到着の際に有

効且つ現存する入国査証を有した者でない限り、その輸送会社がその者の移動並びに収監に要した一切の費用を支払う義務を有する。

(2) 本法令により審査又は査問の目的で収監される者がその後入国許可を与えられる場合には、その者をカナダ国に連れて来た輸送会社は、その者がカナダ国に到着の際に有効且つ現存する入国査証を有する者でない限り、その者の収監に要した一切の費用を支払う義務を負う。

(3) 輸送人たる会社は、その者が第88条に記載する者であるか或いは乗組員の一人としてカナダ国に入り来たり、移民官の許可を得ずして、乗り物が入国地点を去った時に乗車又は乗船することを怠った者である場合を除き、その者が入国許可を与えられた後

(a) カナダ国より移動するよう命令を受け、或いは

(b) 収監される

者の移動又は収監に要する費用の支払いを負担する義務を負わない。

#### 第88条

第86条により、輸送人たる会社がカナダ国より何人と雖も之を輸送し又は輸送させる事を要求される場合には、その要求につき通知を受け、その輸送人自身の乗り物等によりその者を輸送し又は輸送させる機会を与えられるが、その輸送人たる会社が、通知を受けた後、輸送手段を提供するに速やかならざりし時は、大臣は他の輸送人たる会社により女王陛下の費用に於いてその者のカナダ国からの移動の手配をし、輸送人たる債務を負う会社は、要求ある時は、女王陛下に対して、その者に関する一切の移動並びに収監に要した費用を弁済する義務を負うことを指令する。

#### 第89条

カナダ国より移動すべき命令を受けた者、カナダ国より退去させられる者又はカナダ国を去ることを許されもしくは要求されている者を運ぶことを要求されるあらゆる輸送人たる会社は

(a) 関係した者を運ばせるべき乗り物上に乗船又は乗車させることが出来るまで、その者を収監し安全に護衛する。

(b) 移動又は拒絶命令或いはその他の命令又は指令従ってその者にかかる乗り物上に受け入れ、安全に護衛し輸送する。

(c) 輸送人たる会社と輸送される者との間の掃路運賃に関する如何なる協

定があるも、直接又は間接に、それにつき請求をしたり或いは報酬又は担保を受け取ることをつしむ。

#### 第 90 条

- (1) 人をカナダ国に運び入れる輸送人たる会社は、その者の乗り物がカナダ国に到着する時は、上席移民官により指定されることのある場所に於いて審査のため、カナダ国に入ることを求めている各乗客を移民官に紹介し、如何なる者に対しても
  - (a) 上席移民官により指定された以外の所、或いは
  - (b) 上席移民官により許可が与えられるまで乗り物を離れることを許してはならない。
- (2) 大臣は如何なる輸送人たる会社に対しても、女王陛下に対して無料で、建造物、施設又はその他の設備を、その会社の乗り物、橋梁又はトンネルによりカナダ国に連れ来られる又はカナダ国より移動させられる者の適正な審査と留置のために、提供し、準備し且つ維持することを要求し得る。

#### 第 91 条

- (1) 移民官は、人をカナダに運び来る如何なる乗り物にも乗車又は乗船して之を検閲し、かかる者に関する如何なる記録又は書類をも調べ、かかる如何なる記録又は書類を、その複写又はその抄録を得る目的で差し押さえて之を移動し、検閲並びに審査が完了するまで、乗り物を占有することを得る。
- (2) 移民官は乗り物の長に対してその乗り物に乗ってカナダ国に到着しカナダ国への入国を求めている如何なる者をもその乗物に乗せたままで留置することを命令することが出来る。

#### 第 92 条

- (1) 医務官がカナダ国入国を求めている者が、その者の入国許可の期間中又は入国許可の与えられていない場合にはその者がカナダ国を離れるまでの間に、病気にかかり又は精神的および身体的異常をきたす、もしくはその可能性がある、或いは伝染性疾病と接触したことがある者であるとの意見の時は、上席移民官或いは医務官は、その者に対してその者がカナダ国に運送されて来た乗物中又は移住者収容所に於いて治療を与えられ又は観察と診断を受けるべく留置され、又は適当な病院又はその他の場所に、治療

- 観察及び診断のため連れ行かれることを指令することが出来る。
- (2) 第1項に掲げる者につき生じたる治療、医療上の世話及び扶助に関する費用は、その者が有効にして現存する入国査証を有する者であり且つ輸送人たる会社が副大臣に対してその者の状態は輸送人たる会社の過失の結果によるものでないことを十分に立証する場合を除き、その者をカナダ国内に連れ来たる輸送人たる会社より回収することができる。
  - (3) 上席移民官又は医務官は、第1項に記載する者の適正な世話のために望ましいと考える場合には、その者の治療および医療上の処置を受ける間、又、適切と考える場合はその者がカナダ国を去る手続港までの旅行期間を含めて、その者の家族の一員或いはその他の適当な付き添い人がその者と一緒にいることを認可することを得、その費用は、輸送人たる会社が第2項により医療、医療上の世話及び扶助に関する費用を支払うことを要求される場合には、その者をカナダ国内に連れ来たる輸送人たる会社により支払われる所とする。
  - (4) 乗物の乗組員の一員がカナダ国内に於いて治療を受け又は入院する時は、その者がその乗物の乗組員の一員である輸送人たる会社が、その者のカナダ国出発に関して生じる一切の費用を含む治療又は入院のための一切の費用を支払う。

#### 第93条

- (1) 副大臣は輸送人たる会社が凡ての罰金及び本法令の下に輸送人たる会社が支払いの義務を負うその他の金額について之を支払うものであることの保障として、如何なる輸送人たる会社に対しても、必要と認める額の金銭又はその他の担保を、規定する方法に従い供託すべき指令を発することが出来る。
- (2) 第1項により発せられる指令による額の金銭又は担保の供託をしていない輸送人たる会社の所有又は運用に係る乗物がカナダ国内に入国する場合には、上席移民官はその乗物の長又は輸送人たる会社に対して、輸送人たる会社は一切の罰金並びにその乗物について本法令の下に支払いの義務を負うことのあるその他の金額を支払うものであることの保証として必要と認める額の金銭又は担保の供託を要求する指令を発することができる。
- (3) 輸送人たる会社が本法令による罰金又はその他の金額の支払いをする義

務を負うに至った場合には、大臣はかかる罰金又はその他の金額は、之を第1項又は第2項により発せられた指令に従い供託のあった金額の中より控除し或いはそれにより供託のあったその他の担保物件中よりかかる罰金又はその他の金額を回収する手続きを取ることを指令し又は認可する。

- (4) 第1項又は第2項により発せられた指令に従い供託された担保物件は、副大臣或いは場合により上席移民官から、かかる担保はもはや必要とされないとの指令のある時は、之を返還し又は取り消す。

#### 第94条

- (1) 輸送人たる会社、その所有者又は長が、上席移民官の意見で、本法令の本章の規定或いは第115条第1項(p)、(s)、(bb)、(cc)、(dd)、(ee)、(ff)又は(ge)のいずれか一号により作られる規則を遵守しないものである場合には、大臣は輸送人たる会社に対して書面による通知を出し第93条第1項又は第2項により発せられた指令に従い供託された額の金銭より、或いは同様に供託されたその他の担保物件中よりその輸送人たる会社、所有者又は長が支払うべき義務を負うことのある最高価額を超えない額を控除し又は回収する旨指令することができる。
- (2) 輸送人たる会社が第1項により書面による通知を与えられたる時は、その通知を受け取った後90日以内に、大臣に対して異議の通知を提出することが出来、その後大臣は
- (a) 第1項により大臣によりなされた指令を取り消し又は変更して、異議を認める、又は
- (b) 大臣が控除又は回収を指令した額を輸送人たる会社は支払う義務を負うか否かにつき決定するための適当な手続をとる。

## 第六部 強制措置

### 1 法令違反行為及び罰則

#### 第95条

- (a) 通関手続港以外の場所に於いてカナダ国に入り来り、第12条第1項に

- より要求される審査を受けるため移民官に対してなすべき報告を怠り
- (b) 虚偽又は不正に入手した旅券、入国査証又は入国許可に関するその他の書類の行使により或いは虚偽又は不正なる手段もしくは重要な事実につき虚偽の陳述をすることによりカナダ国に入り来たり又は同国に在留する
  - (c) 乗組員の一人になるべくカナダ国に在り又は同国に入り来たり、移民官の許可を得ずして、乗物がカナダ国を去った際に乗船又は乗車することを怠る
  - (d) 本法令による合法的留置又は勾留より逃亡し又は逃亡を試みる
  - (e) 第23条第3項(b)、第80条又は第104条第3項、第5項又は第7項による、収監よりの釈放条件に従うことを故意に怠る
  - (f) 本法令による審査又は査問を回避し、審判官より発せられた召喚状を受け取りながら、正当な理由もなく、査問に出席することを怠り、或いは、かかる召喚状により要求されている場合に、その者の占有又は管理に係る査問の主題に関係する書類、図書又は記述等の提出を怠る
  - (g) 本法令による審査又は査問に於いて宣誓を拒絶し、場合により確認や陳述することを拒否し、或いは質問に対し答えない
  - (h) 本法令による審査又は査問に於いて或る者の入国許可又は或る者のなした入国許可申請に関して故意に虚偽又は誤解を招く供述をする
  - (i) 入国許可を求めるよう勧誘されている又は入国許可を求めるについて支援を受けている或いは入国許可を得ているとの理由による虚偽の被雇用の約束又は虚偽の記述を故意にする
  - (j) カナダ国への移住を奨励・勧誘、又は阻止もしくは防止する目的でカナダ国内に於ける雇用機会に関する虚偽又は誤解を招く情報又は記述、或いはその他の虚偽又は誤解を招く情報又は記述を、その情報又は記述が虚偽又は誤解を招くものであることを知りながら、刊行し、広め又は生ぜしめ或いは入手する
  - (k) 訪問者たる資格喪失後も移民官の書面による認可を得ずカナダ国に在留する
  - (l) 入国許可が与えられた条件、又は第17条第2項により追加又は変更のあった条件に故意に違反する

(m) 本法令又は規則の規定に違反するよう人を勧誘、補助又は煽動し或いは勧誘、補助又は煽動しようとする

凡ての者は法令に違反する者として

(n) 起訴により有罪とされる時は、5千ドル以下の罰金又は2年以下の懲役又はその双方、或いは

(o) 即決裁判による時は、1千ドル以下の罰金又は6ヶ月以下の懲役又はその双方

に処す。

#### 第96条

移動命令が発動され

(a) カナダ国より移動させられ又は同国を去り、且つ

(b) 第57条第1項又は第2項に反してカナダ国に入り来たる

すべての者は法令に違反する者として

(c) 起訴により有罪とされる時は2年以下の懲役、又は

(d) 即決裁判による時は、1千ドル以下の罰金又は6ヶ月以下の懲役又は双方に処する。

#### 第97条

(1) 本法令によりその職につくことが認められていないカナダ国市民又は永住者以外の者を故意に雇い入れるすべての者は本法令に違反する者とし

(a) 起訴により有罪とされる時は5千ドル以下の罰金又は2年以下の懲役又はその双方、又は

(b) 即決裁判による時は、1千ドル以下の罰金又は6ヶ月以下の懲役又はその双方に処する。

(2) 第1項の目的のために、相当な努力をついやすことにより、その者が仕事につくことが認められていない者であることを知り得たであろう場合には、雇主は仕事に従事することが認められていない者を故意に雇い入れているとみなす。

(3) 大臣は命令により、1971年失業保険法により失業保険委員会を設置し、カナダ国市民又は永住者以外の者に対して、それを所持する者が、本法令により又は本法令に基き、カナダ国に於いて仕事に従事し又は引き続き仕事に従事するためには認可を得ることが要求されることのある者であるこ



とが認識しうる社会保険番号票を発給するよう指示することができる。

#### 第 98 条

- (a) 移民官又は審判官であって、本法令によりその者の任務に関する事項について虚偽の書類を作成し又は虚偽の供述書を故意に発行し、又は本法令によるその者の任務に関する何等かの事項について何等かの賄路又はその他の利益を受け取り、受け取ることに同意し又はその他の者をして受け取ることを勧誘しもしくは助け、或いは本法令の下にその任務の遂行を故意に怠る者
  - (b) 移民官又は審判官であって、本法令又は規則の規定に違反する行為を行い又は他の如何なる者をも勧誘・幫助又は煽動し、或いは勧誘、幫助又は煽動して本法令又は規則の規定に違反する行為をさせる者
  - (c) 賄路又は如何なる種類かの対価を移民官又は審判官に与え、提供し又は与えることを約し或いはこれと協定又は取り極めをなして、本法令によるその者の任務を何等かの方法で行わないように勧誘する者
  - (d) 移民官又は審判官でない者で、移民官又は審判官を装い又はこれを称し、或いは何等かの名称、称号、制服又は解説書を用いて、又は使用して、その者が移民官又は審判官であると他人をして信ぜしめるに相当な理由のある方法で振舞う者
  - (e) 本法令による任務の執行を妨害し又は阻止する者
- はすべて本法令に違反する者とし、
- (f) 起訴により有罪とされる時は、1 万ドル以下の罰金又は 5 年以下の懲役又はその双方、又は
  - (g) 即決裁判による時は、1 千ドル以下の罰金又は 6 ヶ月以下の懲役又はその双方

に処する。

#### 第 99 条

本法令中いづれにも罰則の定めのない本法令又は規則の規定或いはその下に合法的になされ或いは発せられた命令又は指令に故意に違反するすべての者は、違反の罪を問われ即決裁判により 1 千ドル以下の罰金又は 6 ヶ月以下の懲役又はその双方に処する。

#### 第 100 条

- (1) 法人が本法令の下に違反行為を犯す場合には、それにつき当該法人が起訴され或いは有罪とされると否とに拘わらず、その行為の実行を指令、裁可同意、黙認又はこれに参加したその法人の役員理事又は代理人がその行為の当事者とされて違反の罪を問われ、有罪とされる時には、違反行為につき規定した罰則により処罰を受ける。
- (2) 本法令による違反行為の起訴に当り、被告人がその違反行為はその者の知らぬ所で又はその者の同意なくして行われ、且つその者がその犯行を防ぐべくあらゆる相当な注意を行使したものであることを立証する場合を除き、従業員又は代理人が確認され又はその違反行為につき起訴されているか否かに拘わらず、被告人の従業員又は代理人によりかかる行為が行われたことが立証されれば、その違反行為の充分な証明となる。

#### 第 101 条

カナダ国に於いて行われたものである場合に違反行為として本法令又は規則により罰せられるべき作為又は不作為は、カナダ国外に於いて犯された場合にも、本法令又は規則に違反するものであり、カナダ国に於いて審理され、罰せられる所とする。

#### 第 102 条

- (1) 本法令による違反行為に関する訴訟手続きは、かかる違反行為が行われたカナダ国内の場所、或いは違反行為につき告発された者がいる又は事務所を有するカナダ国内の場所、或いはかかる訴訟手続きの開始の際に於ける営業所の所在地に於て開始され、裁判され且つ判決を行う。
- (2) カナダ国外に於いて犯された本法令又は規則の下に於ける違反行為に関する訴訟手続きはカナダ国内の如何なる地に於いても、これを開始し、裁判を行い且つ判決をすることが出来る。

#### 第 103 条

- (1) 第93条以外の本法令の如何なる規定により、証書が送達されることを要求されるものである場合には、その証書の額面価格に対して連邦裁判所に於いてその条件に従い実施され、その額面価格は清算された損害額と看做す。
- (2) 本法令の下に課せられ又は回収された罰金又は没収物は女王陛下に所属し且つ連邦歳入基金の一部を形成する。

## 2 拘引及び拘留

### 第104条

- (1) 副大臣又は上席移民官は、その者が公衆に危険を与え又はそうしなければ、審査又は査問或いはカナダ国からの移動手続のために出頭しない者であるとの意見の場合には、その者について審査又は査問が行われようとする者、或いは移動命令が出されている者に対し勾引勾留令状を相当の理由に基づいて発することを得る。
- (2) カナダ国又はその州或いはその市町村の法律により任命されたカナダ国のあらゆる治安官並びにあらゆる移民官は、その意見で、その者が公衆に危険を与え又は査問或いはカナダ国よりの移動手続のために出頭しないであろうとする場合には、
  - (a) 相当な理由により第77条第2項(b)、(f)、(g)、(h)、(i)又は(j)に記載する者であろうと疑われる者を査問のため
  - (b) 執行すべき移動命令が発せられている者を、カナダ国より移動させるため勾引又は勾留の令状、命令或いは指令を得ずして勾引・勾留し或いは勾引し且つ勾留する命令を発することが出来る。
- (3) 或る者について査問が開かれ又は引き続き開かれ、或いはある者に対する移動命令が出された場合には、審判官は
  - (a) 担保供託金の支払い又は履行保証の送達を含むその場合に相当と考える条件による、その者の勾留よりの釈放
  - (b) その意見で、その者が公衆に危険を与え又は査問の継続手続もしくはカナダ国よりの移動手続のために出頭しない者であるとする場合にはその者の勾留、又は
  - (c) 担保供託金の支払い又は履行保証の送達等を含むその場合に相当と考える条件の賦課を命令することを得る。
- (4) 本条の規定により或る者が審査又は査問のために勾留される場合には、その者を勾留し又はその者の勾留を命令する者は直ちに上席移民官に対して、勾留及びその理由を通知するものとする。
- (5) 上席移民官は、本法令により或る者が勾留される時より48時間以内に、

担保供託金の支払い又は履行保証の送達等を含む、その場合に相当と考える条件により、その者を勾留より釈放する命令を出すことを得る。

- (6) 或る者が本法令により審査、査問又は移動のため勾留され、その者が最初に勾留された時より48時間内に査問又は移動が行われない場合には、その者を直ちに審判官の面前に連れ来たり、引き続きその者を勾留する理由を再審し、その後は7日間毎に少なくとも1度は審判官の面前にその者を連れ来りて、引き続きその者を勾留する理由につき再審する。
- (7) 第6項により再審を行う審判官が、勾留中の者が公衆に危険を与え或いは、勾留しない時は、審査、査問又は移動手続きのために出頭しない者であると認めない場合には、担保供託金の支払又は履行証書の送達をも含むその場合に相当と考える条件により、その者を勾留より釈放することを命令することが出来る。
- (8) 審判官が第3項(a)又は第7項による或る者の勾留の釈放を命令した場合に於いて、その審判官又はその他の如何なる審判官も、その後は何時でも、その者が公衆に危険を与え又はそうしない時には審査、査問又は移動手続きのために出頭しない者であると認める時は、その者を再勾引し勾留することを命令することが出来る。

#### 第105条

本法令中のいずれかの規定により、勾留より釈放された条件に従うことを怠る者がある時は、その者の釈放の条件として供された担保供託金は大臣により、没収されたものとの宣告を受け、或いは送達をされた履行保証の条件を実行して、その者を直ちに再勾引して勾留することが出来る。

#### 第106条

裁判所又はその他の機関の命令によりいずれかの施設に収監される所となった者について、第104条第1項又は第3項により令状が発せられ又は命令が出された場合には、副大臣は、収容所長、知事又はその担当に当るその他の者に対して、その者が服従している刑又は収監期間の満了、又は如何なる法令或いはその他の法律の運用により又は恩赦令による刑又は収監期間の軽減短縮による満了に際し、かかる者を勾留して、収監すべく移民官のもとに引き渡すことを指令する命令を出すことを得る。

#### 第107条

第12条第3項(b)、第20条第1項、第23条第3項(a)、第91条第2項又は第104条第1項、第2項、第3項又は第4項或いは第106条により発せられた令状或いは命令もしくは第80条第4項により発せられた指令は、他の如何なる法令にも拘わらず、それが宛てられた者又はそれを受け取り、かかる令状、命令又は指令が発せられ又は出された者につき、これを勾引勾留することを実行する者に対しては充分な根拠を構成する。

#### 第108条

本法令により人を勾留する場合にはその者を移住者収容所又は副大臣の満足するその他の場所に於いて勾留する。

## 第七部 総 則

### 1 各州との協議及び協定

#### 第109条

- (1) 大臣は永住者のカナダ国への順応を容易にするために取るべき措置並びに地域的人口動態学的要求に関する移住者のカナダ国に於ける定住の傾向について、各州と協議する。
- (2) 大臣は、総督の承認を得て、移住者受け入れ政策並びに計画の編成、調整及び実施を容易にする目的でいづれの州又は州のグループと協定を締結することを得る。

### 2 移 民 官

#### 第110条

- (1) 移民官の任命又は採用は公務員採用法の下にこれを行う。
- (2) 第1項の規定に拘わらず、大臣は本法令の目的のために何人にも又は如何なる階級の者をも、これを移民官に指名することを得、かかる者又はかかる階級の者は、大臣により特定される移民官としての権限、義務及び職務を有する。

#### 第111条

- (1) 移民官は、如何なる者の勾引、勾留又はカナダ国からの移動に関しても、本法令中の如何なる規定、規則又は本法令或いは規則の下に出される令状、命令又は指令を実行する治安官の権能並びに権限を有す。
- (2) 移民官は
- (a) 入国許可を求める者、第9条第1項、第10条又は第16条第1項により申請をなす者、第104条により勾引される者、移動命令が発せられた者に対して、かかる者の身分証明につき規定する規則に従うよう要求することを得る。
- (b) かかる行為が本法令又は規則中のいずれかの規定の実施を容易にするために必要とされると信ずべき相当の理由のある場合には、或る者に対して入国許可を与えるか或いはカナダ国への入国を認めるか否かを決定する目的のために使用することの出来る如何なる渡航或いはその他の書類を押収し、保管することを得、且つ
- (c) かかる書類が詐欺又は不正なる手段により入手或いは使用され又はかかる行為がかかる書類の詐欺又は不正な目的に使用されるのを防止する上で必要であると信ずる相当な理由のある場合には、カナダ国内に在る如何なる者の所有に係る何等かの渡航又はその他の書類をも押収し、之を保管することを得る。
- (3) 移民官は、急を用する場合には、本法令並びに規則による任務を遂行する上で必要と考える臨時の補助員を採用することが出来るが、斯る臨時の補助職員はその採用の間は第1項に記載する権能と権限を有するも、大臣により認められたる場合を除き48時間を超える期間につき引き続き採用されないものとする。

#### 第112条

あらゆる移民官は宣誓をさせる権能を有し、本法令より生じる如何なる事項についても、宣誓の下に証拠を調べ且つ之を受け取る権能を有する。

### 3 審 判 官

#### 第113条

審判官は査問法第1部の下に任命される委員のもつ一切の権限と権能を有し、この通則に何等制限を加えることなく、査問の目的のために

- (a) 査問の内容に関し、その知る所をすべて証言し、且つその者が所有する又は管理する何等かの書類、図書又は記述を持参し提出するため、その中に記載する時及び場所に出頭することを要求する召喚状を何人に対しても発し、
- (b) 宣誓をさせ、宣誓の下に何人をも審査し、
- (c) カナダ国に於いて証拠調べを行うべき委任又は要請をなし、
- (d) 充分且つ正常な査問を行う上に必要と認める弁護士、通訳、技術者、事務員、速記者及びその他の者を雇い、且つ
- (e) 充分且つ正常な査問を行うに必要なその他の一切のを行うことが出来る。

#### 4 治 安 官

##### 第 114 条

あらゆる治安官並びに移住者収容所を直接担当又は管理の任に当るあらゆる者は、副大臣、審判官、上席移民官又は移民官より指令を受ける時は、何人をも、勾引、勾留し又はカナダ国より移動させるために本法令又は規則により発せられ又は出された令状又は命令を受領し之を執行する。

#### 5 規 則

##### 第 115 条

###### (1) 総督は

- (a) 移住者がカナダ国の定着に成功し得る者であるか否かを決定する目的のため家族関係、教育、言語、技倆、職業上の経験並びにその他の個人的属性及び才能、更に人口統計学的配慮及びカナダ国の労働市場の状況等を基礎にした選考基準の確立と適用を定め、
- (b) 上陸許可申請がカナダ国市民により身元引き受けの保証をされ得る者の区分並びに上陸許可申請が永住者により身元引き受けの保証をされ得る者の区分を規定し、
- (c) 家族区分に属する者を本規則の要求する事項の適用から除外し、かかる規則に代り、上陸許可申請の身元引き受け保証をする者の、かかる者がカナダ国に定着することに成功することを援助する能力と自発性を有

- す者であるか否かを決定する目的のための特別規則を定め、
- (d) 第6条第2項の目的のための適用区分を指定し、
  - (e) 協定による難民並びに(d)により指定される区分に属する者について本規則の要求事項を免除し、かかる規則に代えて、協定による難民並びに当該区分に属する者の入国許可に関する特別規則を定め、
  - (f) 移住者のなした申請の処理につき、優先順位制を定め、
  - (g) 訪問者が入国を認められない学術的、専門的又は職業上のコースの受講のための第10条(a)に記載のない大学、高等専門学校及びその他の機関につき之を規定し且つ第10条により認可されていないコースを受講するための大学、高等専門学校又はその他の機関におけるコースを規定し、
  - (h) 第25条第1項によりその申請をする永住者に対して居住者帰国許可書を発給すべき場合につき之を規定し、
  - (i) 訪問者区分に在る者について必要とされる書類手続きにつき之を規定し、
  - (j) カナダ国市民及び永住者以外の者又は区分に属する者がカナダ国に於いて仕事に従事し或いは引き続き仕事に従事することを禁止し、かかる者又は区分の者が従事することが出来又は引き続き従事することの出来る仕事のタイプを明記し且つカナダ国に於いて仕事に従し又は引き続き仕事に従事することに関してかかる者又は区分の者に制限を加え、
  - (k) 他の者の入国許可に関して引き受けのあった責務のその者による履行を保証するための担保を大臣に供託することを何人に対しても之を求め、
  - (k1) 或る者又は団体が、協定による難民又は(d)により指定された区分に属する者のカナダ国への入国或いは到着を容易にすることを求めている場合、又は或る者がその者と関係のある移住者の入国を容易にすることを求めている場合に於いて、かかる協定による難民、人又は移住者がカナダ国に定着することに成功するための援助の引き受けに関する規定をも含む、かかる者又は団体に要求される事項の規定を設け、
  - (l) 何人も公衆衛生又は公衆の安全にとり危険であるか又は危険となるものか否か、或いは何人たるとを問わずその者の入国を許可する時は保健又は社会事業に過度の要求がなされ又は、なされると期待するのが相当であるか否かを決定するに際して考慮すべき要因につき、之を規定し、



- (m) かかる者がカナダ国内に入り来ることを許されるべきか或いは入国許可を与えることの出来る者であるか否かを決定する目的で、カナダ国外に在る者の審査を行うことを要求又は認可し、
- (n) 第 111 条第 2 項 (a) に記載する者に、自分の写真を提出する又は指紋の採取或いは写真の撮影をすること又はその双方を要求し、
- (o) 移動並びに勾留の費用中に含まれるべき費用及び諸掛りにつき、之を規定し、
- (p) 輸送人たる会社に対して、その者によりカナダ国内に運び入れられる移住者並びに訪問者が、必要とされている場合には入国査証を有するものであることを、定めのある場合には保証することを要求し、
- (q) 査問に於いて従うべき手続きを定め、査問を第 35 条第 1 項により再開する場合並びに休会されている査問を、休会中の査問を主宰した審判官以外の審判官により再会することの出来る場合を規定し、
- (r) 大臣により協定による難民でないとして決定された者が委員会に再決定の申し立てをする方法につき、之を規定し、
- (s) 輸送人たる会社が、大臣の意見に於いて、第 19 条第 1 項に記載する区分に属する者でないとするカナダ国市民又は永住者以外の者を故意にカナダ国に連れ来ることを禁止し、
- (t) 大臣が第 121 条第 1 項に掲げる目的のうちいづれかの目的で融資をすることを認め、かかる融資金に対して付すべき利率を、利率のある場合には規定し、且つその融資金額の返済期間を決定する方法につき規定し、
- (u) いづれかの州の法曹の一員である者以外の者が、謝礼金、報酬又はその他の形式の報酬と引き換えに弁護人として審判官又は委員会の前に出頭する前に、規定のある権威筋に許可の申請をし、且つ之を得ることを要求し、
- (v) 規定のある外国政府並びに国際団体の代表者に対する入国査証の交付を認め、かかる入国査証を発給する者の区分を規定し、
- (w) 審査に於いて従うべき手続きを定め
- (x) 移民官が、カナダ国内又はその他の国に於いてその任務を行い、且つその権限を行使する方法につき、之を規定し、
- (y) 第 15 条第 2 項又は第 16 条第 1 項により行う申請の方法並びにこれに

- つき与うべき情報につき、之を規定し、
- (z) カナダ国市民以外の者又は区分に属する者に対して、有効な現存する旅券又はその他の渡航書類を所持することを要求し、
  - (aa) 第 111 条第 2 項 (b) 又は (c) により押収され保管されている渡航又はその他の書類の返却又はその他の処分につき規定し、
  - (bb) 輸送人たる会社に対して、カナダ国を去る者により移民官に対して作成することが要求されている報告書を集めて移民官に提出することを要求し、
  - (cc) 乗り物によりカナダ国に運び入れられ又はカナダ国より運び出される者（彼らは乗り物内に留め置かれ運ばれねばならない）に関する乗客名簿、健康証明書又はその他の記録或いは書類につき特定し、
  - (dd) カナダ国内を通過して運ばれる者の確認、監督並びに勾留を要求し、
  - (ee) カナダ国においてその管理下にある乗客の逃亡を報告し、或る者が非合法的にカナダ国内に入って来るのを防止し、且つ本法令の下にカナダ国を去ることを要求されているその管理下に在る乗客の場合には、カナダ国を去ることを怠ることを防止するために必要な予防策を講じるべき輸送人たる会社および乗客の警護に当る乗組員の義務および責任を特定し、
  - (ff) 乗物の長に対し、カナダ国に入国する乗物中にかくれていたいかなる者についても書面による報告書を移民官に対し作成し、そのような者を乗物内に留め置くことを要求し、
  - (gg) 乗物の所有者又は乗物の長に対し、その乗物の乗組員名簿およびその他乗組員に関する情報、カナダ国内におけるそれらの者の解雇、転任、脱走或いは入院についての情報を保持し、之を上席移民官に提出し、かつ、カナダ国内におけるかかる解雇、転任、脱走又は入院等のありたる時は、之を上席移民官に通告することを要求し、
  - (hh) カナダ国内に於いて、移住者収容所に於いて又はその他の場所に勾留中に或いは移民官の監督下に在って死亡する者の所持する財産の処分を規定し、且つ
  - (ii) 本法令により規定することが要求され又は認められている事項につき規定する

規則を作ることを得る。

- (2) 総督がその者に対して規則を免除すべきである、或いはその者の入国許可を公の政策の理由により、又は同情すべきもしくは人道主義的配慮の余地の存在理由により容易にすべきものであると認める時は、総督は規則を以て何人に対しても第1項により作成される規則を免除し、かつ如何なる者の入国許可をも容易にすることが出来る。
- (3) 第1項(a)、(b)又は(c)により作成する如何なる規則もカナダ国官報に掲載された後30日を経過するまでは施行されず、かかる規則の本文は出来る限り速やかに議会に上程されるものとする。
- (4) 本法令並びに規則の目的のために、或る者に上陸の許可が与えられて上陸の許可条件が賦与される時は、如何なる場合に在っても、かかる条件によってにその者が居住すべき地域を特定することを得ない。

## 6 命 令

### 第116条

大臣は、命令により

- (a) 委員会に対してなす不服申立て審判手続き、再決定の申し立て及び釈放の申し立てに関する書式以外の、本法令の執行の目的のために必要と考える書式を制定し、且つ
- (b) 本法令の目的のための入国手続き港並びに移住者収容所を指定することを得る。

## 7 大臣認可による上陸

### 第117条

本法令又は規則の他の如何なる規定にも拘わらず、大臣は1967年11月13日以前の旧移民法により何人かに対して出された国外退去命令を取り消し、その命令が執行されていない場合には、かかる者の上陸を許可することを得る。

## 8 証 拠

### 第118条

- (1) 移動命令、拒絶命令、出国通知、令状、命令書、召喚状、指令書、通知書、及び大臣、国家保健福祉相、副大臣、審判長、移民官、乗物の長その他本法令により又はその下にかかる書類を作成することが認められ又は要求されている者の署名のある他のすべての書類は、如何なる訴追手続き又は本法令の下の或いはそれより生じるその他の訴訟手続きにおいて、大臣又は大臣或いは女王陛下に代って行為をする者により異議を唱えられない限り、署名又はその書類に署名したと思われる者の公式の資格の証明を得ずして、その中に記載されたる事実の証拠となる。
- (2) 大臣により制定される書式であるすべての書式は、大臣又は大臣もしくは女王陛下に代り行為をする者により異議なかりし時は、本法令の下に大臣により制定された書式と看做される。

#### 第 119 条

第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項又は第 83 条第 1 項に記載する如何なる安全又は犯罪情報記録も裁判所又はその他の訴訟手続に於いて証拠として提出することを求められない。

### 9 支払い金、訴訟費用及び罰金の回収

#### 第 120 条

- (1) 如何なる人或いは団体も大臣に対して、移住者がカナダ国に於ける定着に成功するよう援助する保証をなす場合には、その保証は、書面による通知により、そのいづれを問わず州のもつ権限により大臣より女王陛下に委託され、その保証の不履行の結果直接又は間接的にその移住者に対して生じる規定された性質の支払い金は、管轄権を有する裁判所に於いて、カナダ国のもつ権限又はその保証が委託された州のもつ権限により、女王陛下に対する債務として保証をなした者又は団体より回収されることを得る。
- (2) 本法令により何人もその支払いの義務を有する、女王陛下により生じた移動又は勾留に要した一切の費用並びに本法令の下に何人に対しても課することのある一切の罰金又は裁判所の費用は女王陛下に支払われるべき債務として之を回収することを得る。
- (3) 本法令の下に如何なる者又は団体も支払いの義務を有し、カナダ国のもつ権限又は州のもつ権限により女王陛下によりなされた一切の支払い金並び

に生じた移動又は勾留の一切の費用及び本法令の下に如何なる者又は団体に対しても課せられることのある一切の罰金及び裁判所の費用は、それらの支払いがあるまで、その者又は団体の財産に対する支払い請求代金であり、かかる財産又はその一部を上級、郡又は地方の各裁判所の令状又は命令の下に差し押え之を売却することによりその支払いを実行し又は補填することを得る。

## 10 移住者への融資

### 第 121 条

- (1) 大蔵大臣は連邦歳入基金より、移住者並びに規定のある区分に属する者に対して、大臣が
  - (a) それらの者及びその家族が入国許可を与えられることを立証する費用の支払いを行う
  - (b) それらの者及びその家族のためのカナダ国への渡航費用並びに到着港よりカナダ国に於ける行先目的地までの交通費の支払いを行う、及び
  - (c) かかる者及びその家族の相当な生活費並びにそれらの者がカナダ国に於ける定着に成功することを援助するために規定するその他の経費の支払いを行う目的で融資をするのに必要な金額を随時大臣に融通することを得る。
- (2) 大臣は第 1 項によりなした融資金の返済として受け取る一切の金銭並びにこれに対して支払われるすべての利息を歳入徴収官に支払う。
- (3) 大臣に対する未払いの貸出金の総額は如何なる時に於いても 2 千万ドルを超えないものとする。
- (4) 大臣は、各暦年の開始後 3 ヶ月以内に、又は議会がその時開かれていない場合には、次に議会が開かれてから最初の 15 日以内に議会に対して、前暦年中に第 1 項によりなした融資件数の総数と融資額の総額とを記載する報告書を提出する。

## 11 カナダを去る場合の援助

### 第 122 条

大臣は

- (a) 本法令によりその者の渡航費用が輸送会社により支払われない者
- (b) 大臣の意見により、家族の離散を避けるため又はその他の事由により、その者がカナダを去るにつき、援助を受けるべき者
- (e) 大臣の意見で、自己の渡航費の支払いをすると、必ずその者の生活が苦しくなるとする者

の場合については、カナダからの渡航費及び之に関連するその他の費用を、議会によりその支出が承認されている金額中より支払うよう指令することを得る。

## 12 権 限 の 委 任

### 第 123 条

大臣又は場合により副大臣は、適当と認めるカナダ国公務に従事する者が第 19 条第 1 項 (e) 並びに第 19 条第 2 項 (a)、第 39 条第 1 項並びに第 40 条第 1 項、第 42 条 (b) 及び第 83 条第 1 項に掲げる権限、任務及び職務を除き、本法令又は規則により行使し、或いは履行することが出来、或いは要求される権限、任務及び職務中のいかなるものについても、之を行使し履行することを認めることを得、且つかかる者により行使又は履行された如何なるかかる任務、権限又は職務も大臣又は場合により副大臣により履行され又は行使されたものと看做す。

## 13 経 過 措 置

### 第 124 条

- (1) 本法令第 128 条第 1 項の規定により廃止された旧移民法第 5 条に指定する入国禁止区分に属した者で、本法令の施行の際に入国を認められない区分に属さない者であり且つ本法令の下に大臣により発給された有効期間 12 ヶ月の許可書を保有する者の場合には、カナダ国内への上陸許可の申請をすることが出来る。
- (2) 第 1 項による申請により上陸許可を与えられた場合には、その者は公民権法の目的のために、第 1 項に記載する許可書によりカナダ国に入って来た日の前半に上陸許可が与えられたものと看做し、又かかる許可書により引き続き 12 ヶ月を超える期間カナダ国に居又は居続けた者である場合には、

その引き続き期間の初日に与えられたものと看做す。

#### 第 125 条

- (1) 本法令の第 128 条第 1 項により廃止せられた旧移住関係不服申立て委員会法第 3 条により設置された移住関係不服申立て委員会及び本法令により設置する委員会は、あらゆる目的について、同一無二の機関であることをここに宣言する。
- (2) 本法令の第 128 条第 1 項により廃止された旧移住関係不服申立て委員会法第 8 条により移住関係不服申立て委員会の作った規則で本法令の施行直前に於いて施行されていたすべての規則は本法令第 67 条により作られたるものと看做し、本法令に矛盾しない範囲に於いて、同条の規定により作られた規則により移住関係不服申立て委員会により取り消され又は変更される迄は引き続き施行されるものとする。
- (3) 本法令の施行前に移住関係不服申立て委員会に係属したすべての審判手続きは、本法令の下に之に従い取り上げられ継続する。

#### 第 126 条

一層明確にするために

- (a) 本法令の第 128 条第 1 項により廃止された旧移民法の下になされた国外退去命令は、法令解釈令第 36 条 (e) に於ける意味の範囲に於ける罰金、没収又は処罰であるとし、
- (b) 本法令第 128 条第 1 項により廃止された旧移民法により、同法令第 7 条第 2 項 (c) により入国許可を与えられた者以外の、非移住者として入国許可を与えられた者は、訪問者として上陸許可を与えられた者と看做し、
- (c) 或る者について、本法令第 128 条第 1 項により廃止した旧移民法第 22 条により報告書が作成され、且つ同法令によりその者に関する審査又は場合により査問が更に行われていない時は、同報告書は本法令第 20 条第 1 項 (a) により上席移民官に対して作成されたものと看做す。

#### 第 127 条

或る者が本法令の第 128 条第 1 項により廃止された旧移民法によりカナダ国に於ける住所を取得し本法令の施行前にカナダ国における住所を失わなかった場合には、その者に対して、本法令の施行前にその者により行われるも、

本法令第 128 条第 1 項の規定により廃止された旧移民法の下では、その者に対して国外退去命令を出すことが出来ないものであった何等かの活動を理由に、その者に対する国外退去命令を出すことはできない。

#### 14 廃 止

##### 第 128 条

- (1) 1952 年カナダ国改正法第 146 章たる移住援助協会、1970 年カナダ国改正法第 A - 12 章たる外国人労働法、1970 年カナダ国改正法第 1 - 2 章たる移民法及び 1970 年カナダ国改正法第 1 - 3 章たる移住関係不服申立て委員会法は之を廃止する。

#### 15 施 行

##### 第 129 条

本法令は公布により定める時より施行する。



別 表

関 係 法 令	改 正
<p>カナダ企業法人法 (1974-75-76, c.33)</p>	<p>第 2 条第 1 項「カナダ国居住者」の定義に関する (c) を廃し次の如く改正する。 「(c) 1976 年移民法の意味範囲に於ける永住者及びカナダ国に於ける通常の居住者、但しその者が初めてカナダ国市民権取得の申請をする資格を得た時以後 1 年以上カナダ国に通常居住している永住者を除く。」</p>
<p>カナダ国人的資源及び移住審議会法 (R.S, c.C-4)</p>	<p>第 20 条第 2 項を廃し、次の如く改正する。 「(2) 移住者調整に関する諮問委員会は、永住を樹立するためカナダ国に入る合法的許可を与えられた者のカナダに於ける生活への調整に関する大臣の責任範囲に在る如何なる事項をも、之を検討し審議会に報告をする」</p>
<p>カナダ国海運法 (R.S.c-S-9)</p>	<p>・(1) (a)に先行する第 113 条第 1 項のすべての部分を廃し、次の如く之を改める。 「第 113 条(1) カナダ国市民であるすべての者並びに 1976 年移民法の意味の範囲に於ける永住者が、大臣に対して申請をなす時は」 ・(2) 第 113 条第 2 項を廃し、之を次の如く改める。 「(2) 第 1 項により永住者に対して発給した証明書は、大臣の定める期間につき有効とする」 ・(3) 第 120 条 (a) を廃し、之を次の如く改める。 「(a) それを所持する者が英国臣民でなくなった後、英国臣民でない者に在ってはカナダ国市民になることによる以外のその他の方法により 1976 年移民法の意味する範囲内に於ける永住者でなくなった後に」</p>
<p>[ 英国臣民及び永住者についてのみ適用 ]</p>	<p>・(4) 第 126 条第 2 項を廃し、之を次の如く改める。 「(2) 船長、航海士又は機関士としての資格証明のため審査は、英国臣民又は 1976 年移民法に於いて意味</p>

関係法令	改正
<p>カナダ国学生融資法 R.S.c.S-17;c.42 (第1回補足)S.1(3)</p> <p>公民権法 (1974-75-76 c.108)</p>	<p>する範囲内の永住者に対してのみ開かれる」</p> <p>第2条第1項「受給資格のある学生」の定義に関する (a)の(ii)を廃し、次の如く改める。</p> <p>「(ii) 1976年移民法の意味する範囲内に於ける永住者 で少なくとも1年の間カナダ国に居住して来た者」</p> <p>・(1) (i)に先行する第5条第1項、(b)のすべての部分を 廃し、次の如く改める。</p> <p>「(b) 永住のためカナダ国への入国を合法的に認められ その入国許可の時より1976年移民法第24条による 永住者であることを停止したることなく且つその 申請の日の直前4年以内に、次の方法により計算され るカナダ国居住の少くとも3年間を蓄積したる者</p> <p>・(2) 第5条第2項 (a)を廃し、次の如く之を改める。</p> <p>「(a) (カナダ国)市民ではなく、永住のためカナダ国 への入国を合法的に許可され、かかる入国許可の時 より1976年移民法第24条による永住者であること を停止していない者、及び規則によりその未成年の 子に代り申請をすることが認められている者により 大臣に対して市民権取得の申請がなされる時には、 市民の未成年の子である如何なる者に対して」</p> <p>・(3) 第10条第1項 (c)を廃し、之を次の如く改める。</p> <p>「(c) 市民であることを停止した後、永住のためカナダ 国への入国を合法的に認められ、その入国許可の時 以来1976年移民法第24条による永住者であること を停止したことがなく、且つかかる入国許可の時よ りその申請の日の直前少くとも1年間カナダ国内に 居住した者」</p> <p>・(4) 第20条第1項 (c)を廃し、之を次の如く改める。</p> <p>「(c) その者が要求するも、1976年移民法第57条第1 項により、人的資源・移民相によって永住者として</p>

関 係 法 令	改 正
<p>1973 年家族手当法 (1973-74, c. 44)</p>	<p>カナダへ入国し在留することを許可する同意を得ていない時は」</p> <p>・(5) 第 33 条第 6 項 (a) を廃し、之を次の如く改める。 「(a) 1976 年移民法の意味する範囲内に於ける永住者による一州内に在る不動産に関する権利の直接又は間接の取得又は獲得或いは継承を禁止、取り消し若しくは制限する」</p> <p>第 3 条第 1 項 (a)、(b) 及び (c) を廃し、之を次の如く改める。</p> <p>「(a) カナダ市民である者又は (b) 次の者である場合 (i) 1976 年移民法の意味する範囲内に於ける永住者であり又は (ii) 規定のある場合には、カナダ国に在る訪問者又は 1976 年移民法の意味する範囲内に於けるカナダ国に在る許可書を所有する者」</p>
<p>農場信用法 (R. S. c. F-2. 1972, c. 19, S. 3 (2))</p>	<p>第 16 条 b-1 の (i) を廃し、之を次の如くに改める。 「(i) 個人の場合に在ってはカナダ国市民又は 1976 年移民法の意味する範囲内に於ける永住者に対するのみ」</p>
<p>連邦商業開発銀行法 (1974-75-76, c. 14)</p>	<p>・(1) 第 9 条第 2 項(a)を廃し、之を次の如くに改める。 「(a) カナダ国市民又は 1976 年移民法の意味する範囲内の永住者でない者」</p>
<p>連邦商業開発銀行法 (1974-75-76, c. 14)</p>	<p>・(2) 第 9 条第 2 項(c)を廃し、之を次の如く改める。 「(c) その者が初めてカナダ国市民権の申請を行う資格を有するに至った時以後 1 年以上の間カナダ国内に通常居住していた 1976 年移民法の意味する範囲内の永住者」</p>
<p>外国投資再調査法 (1973-74, c. 46)</p>	<p>・(1) 第 3 条第 1 項に於ける「非適格者」の定義に関する(a)を廃し、之を次の如くに改める。</p>

関係法令	改正
	<p>「(a) カナダ国市民又は 1976 年移民法の意味する範囲内の永住者でなく、</p> <p>(i) カナダ国内に通常居住していないカナダ国市民であり、本定義の目的のために規則により規定する区分に属するカナダ国市民、及び</p> <p>(ii) その者が初めてカナダ国市民権取得の申請をする資格を得るに至った時以後 1 年以上カナダ国内に通常居住して来た永住者を含む個人」</p> <p>・(2) 第 3 条第 5 項を廃し、之を次の如く改める。</p> <p>「(5) 企業がその地方の法律に依り保管することを要求されている法人設立に係わる関連記録により、その各人がその区分に属する企業の発行済み株式の総数の 1 パーセント以下を保有する個人により保有されている特定の区分に属する企業の如何なる株式に関しても、大臣は、之に反する証拠のない時は、かかる株式がカナダ国市民又は 1976 年移民法の意味する範囲内の永住者（カナダ国に通常居住しないカナダ国市民で第 1 項の「非適格者」の定義の目的のために規則により規定する区分に属する者であるカナダ国市民、及び初めてカナダ国市民権取得の申請をする資格を有するに至った時以後 1 年以上通常カナダ国内に居住して来た永住者は除く）により所有されていることの証拠として、その企業の社長、秘書官又は財務部長或いは取締役会或いは企業の管理機関により正当に認められたその他の役員又は者により署名され、</p> <p>(a) 本記録によれば、株式を所有する個人はカナダ国内に住所を有する個人であること、並びに</p> <p>(b) その供述書に署名した者は、その株式がカナダ</p>

関係法令	改正
<p>仮 釈 放 法 (R.Sc.P-12-1974-76.c.93) (1976年移民法の目的のための効力) 水先案内法 (1970-71-72, c.52)</p> <p>西部穀物安定法 (1974-75-76.c.87)</p>	<p>国市民又は1976年移民法の意味する範囲内の永住者(カナダ国内に通常居住しないカナダ国市民で第1項の「非適格者」の定義の目的のために規則により規定する区分に属するカナダ国市民、及びその者が初めてカナダ国市民権取得の申請をする資格を有するに至った時以後1年以上カナダ国内に通常居住して来た永住者は除く)により所有されていないと云うことの知識或いはそう信ずべき理由を有しないことを示す供述書を受領する。」</p> <p>第13条第3項を廃し、之を次の如く改める。 「(3) 第1項の規定に拘わらず、1976年移民法第52条第2項の目的のために、仮釈放を受けた被収監者の刑期は、仮釈放が取り消されず且つ剝奪されない間は、完了したるものと看做す」</p> <p>・(1) 第15条第2項(b)を廃して之を次の如く改める。 「(b) 6年の間カナダ国内に通常居住していなかった又は6年或いはそれ以上の期間カナダ国内に通常居住して来て、当局が不可抗力の事情による結果カナダ国市民になった者でないことを認める1976年移民法の意味する範囲内の永住者」</p> <p>・(2) 第15条第3項を廃して之を次の如くに改める。 「(3) 永住者に対して発給したあらゆる免許証又は水先案内人証明書は、その者がその日迄にカナダ国市民にならない時は、免許証の発給の日より5年を経過して効力を失う。」</p> <p>第7条第1項(a)を廃して次の如く改める。 「(a) その者がカナダ国市民又は1976年移民法の意味する範囲内の永住者であること、又は」</p>



# 移民法施行規則





カナダ国籍を有しない者のカナダへの入国許可及びカナダからの出国許可に関する規則

規則の略称

第1条

本規則は1978年移民法施行規則と略称することができる。

使用用語の定義

第2条

(1) 本規則中において

- ・「同行する被扶養者」とは、本人の被扶養者であって、本人に査証が発給される時は、本人とカナダ迄同行することが出来るよう査証の発給を受ける被扶養者をいう。
- ・「法律」とは1976年移民法をいう。
- ・「養子縁組み」とはカナダのいずれかの州、カナダ以外の国又はその国の行政区の法律に基づく養子縁組みを意味し、且つそれにより親子関係が生じるものをいう。
- ・「援助融資」とは、その受領者が自己及びその被扶養者のために相当な生活費の支払いをなし、又本人及びその被扶養者のカナダに於ける医療費及び医療保険支出に充当し、或いは引き続いて仕事を維持して行くのに必要な費用に当てるために行う貸し付けを行う。
- ・「扶養を必要とする縁者（被扶養縁者）」とは、主務大臣に対してその縁者を扶助する旨の保証書を提出する者について、家族区分に属する者を除き、移住者であって次のいずれかの場合に該当する者をいう。
  - (a) 兄弟、姉妹、祖父母、父母、子息、子女又は21才未満の未婚の姪或いは甥
  - (b) 叔父及び叔母、孫、既婚或いは21才以上の姪又は甥
- ・「叔母」とは、その父又は母の姉妹をいう。
- ・「兄弟」とは、その父又は母の異父又は異母の子息を含む。

- ・「検察官」とは、主務大臣による任命を受け、取り調べに際しては主務大臣を代理する移民官をいう。
- ・「再定住を求める国際協定に基づく難民」とは、未だ永続的に再定住するに至っておらず、かつ自己の意思で帰国又はどこかの地域に再定住する見込みのない、国際協定に基づく難民をいう。
- ・「娘」とは、次に該当する女性をいう。
  - (a) 婚姻による子で、その父親が、その子の出生時に、カナダのいずれの州に居住していて、その出生により適法な地位を取得した者
  - (b) (i) カナダに永住或いは、カナダの市民権を得て居住する (ii) 上陸が保障され且つカナダに永住するためその子を同行する女性の子。
  - (c) 13才に至る迄にその者の養女となった者。
- ・「被扶養者」とは、その者の配偶者及びその者の未婚の子又はその者の配偶者の子で21才未満の者をいう。
- ・「指定された職業」とは、主務大臣が関係州当局と協議の末、当該職業に従事する労働者が不足の地方又は地域として指定したカナダ国内の地方又は地域に於ける職業をいう。
- ・「就労許可書」とは、移民官により交付される文書で、その受領者がカナダ国内で労働に従事又は継続することが出来る文書をいう。
- ・「事業主」とは、(a)カナダ国内に於いて、その所有権者として事業を起し、その事業の支配的利害関係を取得する意図と能力を有する移住者で、
  - (i) その事業においては5人又はそれ以上のカナダ市民又はカナダ永住者に雇用の機会を与え、
  - (ii) 又は5人或いはそれ以上のカナダ市民又はカナダ永住者が引き続き働くことが出来、かつ
  - (b) 自ら、その経営に常勤者として日々参加する意図及び能力を有する者をいう。
- ・「許婚者」とは「女性にとっての許婚者」をも含む。
- ・「国家雇用安定局」とは、1971年公布の失業保険法第7部に記載の雇用安定局をいう。
- ・「甥」とは、その者の兄弟及び姉妹の生んだ男子をいい、その者の姉又は妹が婚姻によらないで生んだ男子をも含む。

- 「姪」とは、その者の兄弟及び姉妹の生んだ女子をいい、その者の姉又は妹が婚姻によらないで生んだ女子をも含む。
- 「孤児」とは、その子の法律上の父及び母が死亡した者をいう。
- 「当該者」とは、審査及び査問に於けるその対象たる人物をいい、その者に対して国外退去或いは出国通知が発せられた場合には、その命令の対象の範囲内に含まれるその者の家族のすべての構成員をも含まれる。
- 「退職者」とは、少くとも年令55才に達しカナダに於いて求職又は就職の意図を有しない移住者をいう。
- 「自営の事業に従事する者」とは、カナダに於いて事業を運営することを希望する移住者をも含み、その結果として、その者自身の仕事をカナダに創出するにとどまらず、5人以下のカナダ市民又はカナダ永住者に就業の機会を与え、又はカナダの文化及び芸術生活に著しい貢献をするであろう者をいう。
- 「妹」とは、父又は母の異父又は異母の子女も含む。
- 「子息」とは
  - (a) その者の婚姻により生まれた男の子で、その父親が、その子の出生の時に、カナダのいずれかの州に居住していたことにより、出生により適法な地位を取得したもの。
  - (b)(i) カナダに永住している女性又はカナダ国籍を有してカナダに居住する女性の子か又は、
  - (ii) カナダ入国の許可を受け、カナダに永住者となる目的で、その子を同行した女性の子、或いは、
  - (c) 年令13才に達する前に、その者の養子となった子をいう。
- 「身元引き受け保証人」とは、第4条(a)及至(h)に記載のある者及び第5条第1項又は第5条第2項に記載する者によりなされるカナダ入国申請を保証をする者をいう。
- 「配偶者」とは、カナダのいずれの州の法律によっても、その者の夫又は妻と認められる者をいう。
- 「就学許可書」とは、移民官の発行する文書で、その発行を受けた者が、
  - (a) 法令或いは憲章により学位を授与することの出来る大学或いは高等専門学校へ通学することを認められ

- (b) 大学、高等専門学校或いは、前号(a)に記載のないその他の学問の機関で学問的、専門的或いは職業的な訓練を受けることを認められる文書をいう。
- ・「渡航費融資」とは、融資を受ける者が自己又はその被扶養者或いはその双方がカナダに於ける最終目的地に至る迄の旅費を負担し、且つその旅行の過程に於いて必要とする相当な必要額の費用の支払いを行うための融資をいう。
  - ・「叔父」とは、その者の父又は母の兄又は弟をいう。
  - ・「未婚の者」とは、現在婚姻していなく、又今迄も婚姻したことの無い者をいう。
- (2) 移民法第19条第2項(c)の目的とする「家族」とは如何なる訪問者の場合にも、訪問者の被扶養者或いは訪問者が保護を求めて被扶養者となる同行する縁者のいづれをもその範囲に含むものとする。
- (3) 移民法第27条第1項(f)に云う「家族」中には、その何人たるとを問わず、家族の一員として入国を許可された者及びその者の扶助する縁者として入国を許可された者を含むものとする。
- (4) 移民法第33条1項及び同規則第21条第1項の目的とする「家族」の意味には、家族の一員で国外退去命令又は出国通知を受け或いは受けることがあるかも知れない者の扶助を受けている縁者を含むものとする。

#### 査証手続順位

#### 第3条

移住者査証の申請は次の優先順位により、之を処理しなければならない。

- (a) 家族の構成員、再定住を求める国連協定による難民、移民法第115条第1項の(d)により指定された区分に属する者
- (b) 指定された職業に従事する資格と意図を有する者
- (c) カナダに仕事を得た者で、別表1第2欄の第5項中(a)及至(c)の各号に記載のある基準に適合する者
- (d) 事業主
- (e) 退職者及び自営の事業に従事する者
- (f) 別表1の第4項中に規定する要因に基づいて8点以上を獲得した者

- (g) 別表1の第4項中に規定する要因に基づき少くとも4点は獲得したが8点以上は獲得していない者
- (h) 上記(a)及至(g)の各号に該当しないすべての移住者

#### 家族区分の構成者

#### 第4条

すべてのカナダ市民及びすべてのカナダ永住者にして、現にカナダに居住しており且つ年齢18才に達した者は、以下に列挙する者より出される入国許可の申請の保証人となることが出来る。

- (a) 配偶者
- (b) 21才未満の未婚の子息又は子女
- (c) 60才以上の父母又は祖父又は祖母
- (d) 父、母、祖父、祖母又はその配偶者が有給の仕事に従事する能力を欠き、或いはその父、母、祖父又は祖母が配偶者を失った者である時はその父、母、祖父又は祖母で60才未満の者
- (e) 18才未満の未婚の孤児である兄、弟、姉、妹、甥、姪又は孫
- (f) 許婚者
- (g) 養子にしようとする13才未満の子どもで
  - (i) 孤児
  - (ii) 両親が不明な捨て児
  - (iii) 婚姻によらないで生まれた子供で児童福祉局に預けられて、誰かに養子とされるのを待っている子供、又は
  - (iv) 両親から手離されて児童福祉局に預けられ、誰かに養子とされるのを待っている子供、及び
- (h)(i) カナダ市民である。
- (ii) 永住者である。
- (iii) その上陸申請の身元保証引受けをすることのできる。

以上のような配偶者、子女、父母、祖父母、兄弟、姉妹、叔父母、甥姪がない場合には、年齢に関係なく、一人の縁者又は親族関係者

#### 第5条

- (i) カナダに居住するカナダ市民で少くとも18才の年齢に達した者は、その

父又は母が、第4条の(c)又は(d)に規定する父又は母であると否とを問わず、その者の入国許可の申請の保証人となることが出来る。

- (2) カナダ市民又はカナダに永住する者が第4条の(h)により或る縁者の入国許可申請の保証人となった場合に於いて、その縁者が移民法の要求する事項を満たさず又は死亡した時は、そのカナダ市民又はカナダ永住者は、第4条の規定により他の縁者の入国許可申請について保証人となることが出来る。

#### 第6条

- (1) 家族区分中の1人が移住者査証の交付申請を行った場合に於いて、査証係官は以下の場合に於いて、その申請人及びその同行する被扶養者に対して移住者査証を交付する。
- (a) その申請人及びその被扶養者（同行するか否かは問わない）が移民法及び規則を遵守する場合
  - (b)(i) 身元保証人が主務大臣に対して、移民官の決定する10年を超えない期間、その家族区分構成員中の一人及びその被扶養者のために宿泊の便宜を提供し、その世話をすることを書面により約束する場合
  - (ii) 身元保証人が家族区分構成員又は被扶養縁者について他の保証をなし、これによって引き受けた責務の履行に怠りなき場合
  - (iii) 身元保証人が(i)に云う保証を履行出来ると移民官が考える場合
- (c) 第4条(e)に記載する孤児又は第4条(g)に記載する子供の場合には、その孤児又は子供が居住予定の州政府児童福祉局が文書により、その孤児又は子供を受け入れ、その世話をすることについての取極に異議のないことを陳述している場合及び
- (d) 許婚者の場合に在っては、許婚者及びその身元保証人が居住しようとするカナダ州の法律によれば、身元引き受け人と許婚者との婚姻について何らの法的障害がなく且つ許婚者の入国許可があった日から90日以内に、婚姻することに相互の同意のある場合
- (2) 身元引き受け保証人に於いて、第1項(b)の(iii)に記載する保証の履行を行うことが出来るか否かを判断するに際して、移民官は、統計法に基づいて「カナダ統計局」の刊行する低所得者保証実績統計を考慮に入れなければならない。

- (3) 第1項(b)の(iii)は移住者査証の交付申請をする家族区分中の1人が以下の場合に該当する時は適用されない。
- (a) 身元引き受け保証人の配偶者であって、21才未満の子供のいる子息又は子女が同行しない場合
  - (b) 身元引き受け保証人の未婚の子息又は子女でその者が21才未満で子供のいない場合

#### 再定住を求める国際協定による難民

#### 第7条

入国査証係官がその者は再定住を求める国連協定による難民であると決定する場合には、その難民及びその被扶養者がカナダに定住し得るものか否かを判断するに当り、以下の点を考慮に入れなければならない。

- (a) 別表1の第1欄に列挙する各要因
- (b) カナダに居住する者により、その難民及び同行の被扶養者のカナダ入国又は、到着を促進するよう要請がなされているかどうか
- (c) かかる難民に対するカナダに於ける、その他の経済上、或いはその他の援助の有無
- (2) a. その者が個人である場合、少なくとも5人から成る団体の構成員であり、その団体の各構成員がカナダ市民又は永住者であって少くとも18才であり、その難民の定住する予定の地域社会に居住するものである時、又は、
- (b) その者が会社・法人である場合には、カナダ又はそのいずれかの州の法律に基づいて設立され、難民が定住する予定の地域社会にその代表者を有する時は、再定住を求める難民のカナダへの入国又は到着を促進するよう要請することができる。但しこの場合に於いて、
- (c) 上記団体或いは会社又は法人の構成員は、当該難民及びその同行する被扶養者のために一年間宿泊施設の便宜を提供し、その生活及び再定住のための世話をすると云う約束を書面により、事前に主務大臣に提出しなければならない
- (d) 上記団体或いは会社又は法人の構成員は、その他の難民或いはその扶養者に対してなした身元保証の履行について懈怠がなく

- (e)(i) 移民官の意見として、かかる団体又は会社・法人の構成員が当該難民のため、その定住予定の地域社会に於いて、適切な受け入れの準備がなされているか若しくは準備をする意図を有するものと認められ、且つ
- (iii) (c)に記載する保証約束を履行するに足る十分な資力及び技倆を有するものでなければならない。
- (3) 再定住を求める国連協定による難民が入国査証交付の申請をした場合に於いて、査証係官は、その難民及び同行する被扶養者が
  - (a) 移民法及び規則に規定する必要条件の規定に適合し、且つ
  - (b) 査証係官の意見として、彼等がカナダに定住出来るものと認める時は、査証の交付を行うことが出来る。

#### 選 考 基 準

#### 第 8 条

- (1) 家族区分中の該当者の一或いは再定住を求める国連協定による難民以外の一般の移住者及びその被扶養者がカナダに定住し得るか否かを決定するために、査証係官は以下の基準により、移住者又はその移住者が望む場合には、移住者の配偶者につき評価を行わなければならない。
  - (a) (b)、(c)、(d)又は(e)の各号に記載される者以外の移住者の場合には、別表 1 の第 I 欄に記載する各要因による。
  - (b) カナダに於いて自営の事業に従事しようとする移住者については、別表 1 の第 I 欄に記載する要因中、第 5 項に記載するものを除くそれぞれの要因による。
  - (c) 事業主については、別表 1 の第 I 欄に記載する要因中、第 4 項及び第 5 項に記載するものを除くそれぞれの要因による。
  - (d) 被扶養縁者については、別表 1 の第 I 欄中に記載する要因中、第 5、第 6、第 8 項及び第 10 項に記載するものを除くそれぞれの要因による。
  - (e) 退職者の場合については、以下による
    - (i) 移住者の居住を希望する場所
    - (ii) 移住者の居住を希望する場所付近のその友人、縁者の居住の有無
    - (iii) 移住者のカナダ入国後のカナダに於ける生活への適応性の有無、カ



ナダ移住希望の動機、カナダ連邦政府・州政府又は都市の公共部門或いは代理人により支払いの行われることもある社会保障費の支払いを受けない場合の、移住者に於ける自活及び同行被扶養者の扶養に耐える十分な資力の有無

- (2) 入国査証係官は別表1の第I欄に列挙する要因に基づき移住者の評価を行い、その要因欄に続く第II欄に記載した基準に基づき各要因に対する評価に適切なる評価点を、各移住者毎に付ける。但し、いずれの要因についても、その要因欄に続いて掲げる第III欄に規定する最高点を超える評価点を与えないものとする。
- (3) 移住者について、以下(a)、(b)に該当する者である時は、別表1に列挙する要因のすべてに基づいて行った評価総合点より10点を減じる。
- (a) 別表1の第5項に規定する要因に基づいて評価された結果、その要因に関しては何等の評価点も与えられていない場合
- (b) その者が被扶養者たる縁者であり、別表1の第5項に規定する要因について評価され、何等の評価点をも与えられない場合
- (4) 入国査証係官は、カナダに於いて自営の事業に従事しようとする移住者の評価を行う場合に於いて、その入国査証係官がその者がカナダに於いてその事業に成功裡に定着し得る者であると考える時は、その移住者に対し与えられたその他の評価点に加えて、10点の評価点を与えなければならない。

#### 第9条

家族区分の一員、被扶養縁者或いは再定住を求める国連協定による難民を除いた移住者が入国査証の申請をする時は、入国査証係官は、第11条の規定に従い、以下の場合には、その申請人及び同行する被扶養者に対して、移住者の入国査証の交付をすることが出来る。

- (a) 申請人及びその扶養を受ける者（同行する者であると否とに拘わらず）が移民法及び同規則の必要条件を満たし、且つ
- (b) 第8条により、申請人の評価を行った結果が
- (i) 退職者又は事業主以外の移住者である場合には、最低50点の評価が与えられている場合
- (ii) 事業主の場合には、最低25点の評価が与えられている場合

第10条

- (1) 被扶養縁者が移住者入国査証を申請する場合に於いて、以下の場合には、入国査証係官は、第11条の規定に基づき、その申請人及びその同行する被扶養者に対して移住者入国査証の交付を行うことが出来る。
- (a) 申請人及びその被扶養者（申請人と同行する者であると否と拘わらず）が移民法及び同規則の必要条件を満たし且つ
- (b) 第8条の規定による申請人の評価の結果、
- (i) 規則第2条第1項の「被扶養縁者」の定義の項の(a)にいう被扶養縁者である場合は、
- [A] その申請人には、少なくとも20点の評価が与えられ、且つカナダに居住するカナダ市民で年令18才に達している者が、その被扶養縁者及びその同行被扶養者のために5年間宿泊施設の提供並びに生活の世話を保証する文書を主務大臣に提出した場合、
- [B] その申請人には、少なくとも25点の評価が与えられ、且つカナダに居住するカナダ永住者で年令18才に達している者が、その被扶養縁者及びその同行被扶養者のために5年間宿泊施設の提供並びに生活の世話を保証する文書を主務大臣に提出した場合
- (ii) 第2条第1項の「被扶養縁者」の定義の項の(b)にいう被扶養縁者である場合には、
- [A] その申請人には、少なくとも30点の評価が与えられ、且つ、カナダに居住するカナダ市民で少なくとも18才に達している者が、その被扶養縁者並びにその同行する被扶養者のために、5年間宿泊施設の提供並びに生活の世話を旨を保証する文書を主務大臣に提出した場合
- [B] その申請人には、少なくとも35点の評価が与えられ、且つ、カナダに居住する永住者で少なくとも18才に達している者が、その被扶養縁者並びにその同行する被扶養者のために、5年の間、宿泊施設の提供並びに生活の世話を旨を保証する文書を主務大臣に提供した場合
- (c) 前号(b)に記載する文書による保証をする者は、
- (i) その他の家族区分の構成員又は被扶養縁者のために行った他の保証

の履行に懈怠がない者であり、且つ

(ii) 移民官の考える所では、その約束を実行する能力をもつ者でなくてはならない。

(2) 前項(1)の(b)に記載する保証を文書によりなしたる者が、その保証事項を実行することが出来るか否かを判断するために、移民官は、統計法に基づいて「カナダ統計局」の刊行する低所得者保証実績統計を考慮に入れなければならない。

#### 第11条

(1) 第3項により、入国査証係官は別表1の第1欄に列挙する要因に基づいて評価を行った結果、第3項に規定する要因について何等の評価点を取ることが出来なかった移住者に対しては、以下の場合を除き、第9条又は第10条の規定によって移住者入国査証の交付を行ってはならない。

(a) 当該移住者がカナダに於いてする仕事の手配を既に完了した者であり且つその使用人からその移住者を未経験労働者としての資格で使用することを確認する旨を示す文書を有する者であり、入国査証係官が、その移住者は、経験はないが、当該仕事の実行を行うことが出来るであろうと充分納得した場合、或いは

(b) 当該移住者が指定された職業に従事する資格を有し、且つ従事する用意のある場合

(2) 第3項に基づいて、入国査証係官は事業主及び自営業に従事する者の他は、その移住者に与えられた評価採点中に少なくとも別表1の第1欄第4項に規定する要因に関する最低限1点の評価が含まれ或いはその移住者がカナダに於ける仕事の手配を既に完了している者か或いは指定された職業に従事する用意のある者である場合を除いて、移住者に対して規則第9条又は第10条により、移住者入国査証を交付してはならない。

(3) 自らその移住者に与えられた評価点数が、当該移住者がカナダに成功裡に定住することが出来る者であるとの可能性を正しく反映していないと判断し、その判断の理由を上席移民官に対して文書により呈示し、その理由が認められた時は、

(a) 入国査証係官は規則第9条又は第10条で要求される評価を得ることの出来なかった移住者に対しても入国査証の交付を行うことが出来

- (b) 規則第9条又は第10条で要求されている評価点数を与えられた移住者に対しても、移住者入国査証の交付を拒絶することが出来る。

#### 通関手続港に於ける移住者の検査

#### 第12条

規則第6条第1項、第7条第3項、第9条又は第10条第1項若しくは第11条第3項により、移住者に対し移住入国査証が交付されている場合に於いても、移民法第12条第1項の規定に従い、その移住者が通関手続港に出頭し検査を受ける際に、入国査証交付の時以後に於いてその婚姻の状態に変更がある時は、移住者及びその被扶養者（移住者に同行しているか否かに拘わらず）は、検査に当り、移民法及び規則の必要条件に適合するものであることにつき、移民官を十分に納得されなければならない。

#### 訪問者の入国査証

#### 第13条

- (1) 別表2に記載する訪問者であって
- (a) カナダへの入国に当り、就学許可証又は就労許可証の取得を取得を必要とする者
  - (b) 普通ローデシアに居住している者
- 以外は、通関手続港に出頭する迄、入国査証の交付を受けることは必要としない。
- (2) 入国査証係官は、移民法及び規則に定める必要条件に適合する訪問者に対して、その者が、
- (a) カナダに入国する以前に居住していた国へ帰還すること、或いは、
  - (b) カナダを通過して他の国へ入国すること。
- を入国査証係官に対して十分に示すことが出来る場合には、訪問者入国査証の交付を行う。
- (3) カナダ国の外交官或いは領事は、カナダ国以外の国内に在る場合、カナダ国の法律により、カナダ国内に於いて外国政府又は国際機関の代表者又は職員として特権又は免除を与えられる者に対しては、入国査証を交付をすることが出来る。

- (4) 通関手続港に出頭する以前に、入国査証を始め、就学許可証、又は就労許可証を取得していることを要求される訪問者はすべて、通関手続港に出頭の際は、有効な入国査証及び就学許可証若しくは就労許可証を所持していなければならない。

#### 旅券及び渡航書類

#### 第14条

- (1) すべての移住者及び訪問者は次の書類を所持していなくてはならない。
- (a) その者の属する国の旅券発給の主務当局の発給する有効期限の切れていない旅券、又は
  - (b) 主務大臣の命令により指定された種類の身分証明書又は渡航書類
- (2) 第1項の規定は次の者には適用しない。
- (a) 引き続き有効な移住者入国査証を所有する国連協定による難民であって、その移住者入国査証の交付を行った入国査証係官の意見によれば、その者の旅券又は身分証明書もしくは渡航書類を取得させることが事実上不可能な者
  - (b) アメリカ合衆国から入国を求める訪問者であって
    - (i) アメリカ合衆国市民であるか、又は
    - (ii) 永住の目的のために、アメリカ合衆国への入国を正式に許可された者
  - (c) 軍人及び軍属訪問者入国法により、その職務遂行の目的で入国を求める国家の軍人及び軍属
- (3) カナダ国への入国を求めるすべての訪問者は、その者が出国した国への帰国又はカナダ国から他の国への入国が出来る者であることを移民官に対して、十分に納得の行くよう、その能力を有することを書面により証明しなければならない。

#### 就学認可

#### 第15条

- (1) 就学許可証の申請書には全て、次の書類が添付されていなければならない。

- (a) 大学、高等専門学校、若しくは移民法第10条(a)又は(b)に記載するその他の学問機関からの書状であって、許可証の申請を行う者が、これらの学校に通学若しくは、特定の専攻科目の履習を行うことを許可するもの。
- (b) 許可証の申請を行う者が充分なる資力を有する者であって、カナダ国に於いて次の目的のために労働をする必要のないことを移民官に対して充分納得せしめるに足る書面
  - (i) 申請人の学費支払い
  - (ii) 申請人が就学許可を求めている期間の、申請人自身及び、カナダ同行の被扶養者の在る場合は、その被扶養者の生活費の維持。
  - (iii) 申請人自身の及び(ii)に於いて記載する被扶養者のカナダ国の往復の渡航費用の充当
- (2) 移民法第10条(a)又は(b)に記載する目的のために入国しようとする者は、その者が次の者の配偶者或いは未婚の子である場合には、入国港に出頭する以前に就学許可証を取得しておくことを要しない。
  - (a) カナダ国以外の国、国際連合若しくはそのいずれかの代表機関又はカナダ国の加盟する国際機構の外交官、領事、代表者若しくは正式に認められた職員であってカナダ国に入国して或いはカナダ国に在ってその職務を遂行しようとする者、又はこれらの外交官、領事、代表者若しくは職員の属僚の一員
  - (b) 演習又はカナダ国の安全国防に関するその他の目的のために、若しくはカナダ国と他の外国との間の何らかの協定に基づいて、カナダ国に入国する又はカナダ国に駐在する陸軍の軍人及び軍属
  - (c) 宗教上の職務を果すために、一時的にカナダ国に入国若しくはカナダ国に在住する牧師又は宗教団体の構成員
  - (d) カナダ国内の事件に関する報道をする目的のためにカナダ国に入国する若しくはカナダ国に駐在する外国通信社の社員
  - (e) 各種運動の選手、監督、実地訓練員、指導員又はカナダ国内に根拠地をもつ運動チーム、団体若しくは組織の管理のための関係者、審判員、審査員及びその他のカナダ国内に於いて行う運動や競技に関係するこの種の職員としてカナダ国に入国、又はカナダ国に於いてこれらの運動活動に従事する者

(f) 引き続き有効な就学許可証を有する者

(g) 引き続き有効な就労許可証を有する者

#### 第16条

(1) カナダ国に在住の訪問者が

(a) 規則第15条第2項に記載する者は、又は

(b) 引き続き有効な就学許可証を有する者

である場合には、移民法第16条第1項に従い、就学許可証の申請をすることが出来る。

(2) 前第1項の(b)及び第15条第2項(f)の目的のために、旧移民法第7条第1項の(f)に記載する者として入国を許された者(同移民法は後に移民法第128条第1項により廃止)は、次の場合に該当する者である時は、引き続き有効な就学許可証を有する者と看做されなければならない。

(a) その者が合法的にカナダ国内に在住する時

(b) 旧移民法の廃止前に、その者が同法及び規則の総ての必要条件を遵守して居り、且つ

(c) 旧移民法の廃止後は、その者が1976年公布の新移民法及び規則の必要条件を遵守して来ている時

#### 第17条

(1) 就学許可証は、移民法第10条又は規則第16条第1項により、大学、高等専門学校或いは第10条(a)に於いて記載するその他の学問の機関に於いて、6カ月以内で修了する若しくは毎週24時間以下の授業時間数の学問的、専門的又は職業訓練課程を受講する目的で、之を取得することは出来ない。但し、その者がカナダ国政府の雇用移民大臣以外の大臣或いはいずれかの州の知事又はその代理者により、当該課程の受講を勧告された者である時は、この限りではない。

(2) 如何なる大学、高等専門学校又は別表Ⅲに記載するその他の学問的機関に於いて学問的・専門的若しくは職業訓練課程を受講を目的として訪問者として入国を許可されることは出来ない。